

情報通信審議会 情報通信技術分科会
陸上無線通信委員会報告（案）

平成 14 年 9 月 30 日付け諮問第 2009 号

「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」のうち
「特定小電力無線局の高度化に係る技術的条件」

（150MHz 帯、400MHz 帯及び 1.2GHz 帯特定小電力の狭帯域化等）

目次

I	検討事項	1
II	委員会及び作業班の構成	
III	検討経過	
IV	検討の概要	
	第1章 検討開始の背景	
	第2章 検知通報システム (P) の高度化	
	2. 1 動物検知通報システムの現状と課題	
	2. 2 検知通報システムの新たなニーズ	
	2. 3 検知通報システムに求められる条件	
	2. 4 検知通報システム (P) の技術的条件に係る検討	
	2. 5 検知通報システム (P) の技術的条件	
	第3章 400MHz 帯無線電話、400MHz 帯及び 1.2GHz 帯テレメーター用、 テレコントロール用及びデータ伝送用の高度化	
	3. 1 400MHz 帯無線電話、400MHz 帯及び 1.2GHz 帯テレメーター用 テレコントロール用及びデータ伝送用の現状と課題	
	3. 2 新たなニーズ	
	3. 3 400MHz 帯無線電話、400MHz 帯及び 1.2GHz 帯テレメーター用 テレコントロール用及びデータ伝送用の技術的条件に係る 検討	
	3. 4 400MHz 帯無線電話の技術的条件	
	3. 5 400MHz 帯及び 1.2GHz 帯テレメーター用テレコントロール用及び データ伝送用の技術的条件	
V	検討結果	
	別表1 陸上無線通信委員会 構成員	
	別表2 小電力システム作業班 構成員	
	別添 情報通信審議会答申(案)	

I 検討事項

陸上無線通信委員会（以下「委員会」という。）は、情報通信審議会諮問第 2009 号「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」（平成 14 年 9 月 30 日諮問）のうち、「特定小電力無線局の高度化に係る技術的条件」について検討を行った。

II 委員会及び作業班の構成

委員会の構成は別表 1 のとおりである。

検討の促進を図るため、委員会の下に設置されている小電力システム作業班（以下「作業班」という。）において特定小電力無線局の高度化に関する技術的条件についての調査を実施した。

作業班の構成は、別表 2 のとおりである。

III 検討経過

1 委員会での検討

- ① 第 22 回陸上無線通信委員（平成 27 年 5 月 12 日）
特定小電力無線局の高度化に係る技術的条件に関する調査の進め方について検討を行った。
- ② 第 24 回陸上無線通信委員会（平成 27 年 9 月 17 日）
小電力システム作業班において取りまとめられた中間報告について検討を行った。
- ③ 第●回陸上無線通信委員会（平成 27 年 12 月●日）
小電力システム作業班において取りまとめられた報告（案）について検討を行った。
- ④ 第●回陸上無線通信委員会（平成 28 年●月●日）
パブリックコメントの結果を踏まえ、委員会報告を取りまとめた。

2 作業班での検討

- ① 第 10 回小電力システム作業班（平成 27 年 5 月 26 日）
「150MHz 帯の電波を使用する登山者等の位置検知システムに関する調査検討」報告概要について北陸総合通信局から説明がなされ、作業班での検討の進め方を確認した。
- ② 第 11 回小電力システム作業班（平成 27 年 6 月 25 日）
山岳遭難事故、動物生態調査、狩猟（有害鳥獣捕獲）における現状等について、オプザーバ（日本勤労者山岳連盟、（株）野生動物保護管理事務所、（一社）大日本猟友会）から説明がなされ、150MHz 帯システムに係る技術的条件案の検討を行った。
- ③ 第 12 回小電力システム作業班（平成 27 年 7 月 31 日）
150MHz 帯システムに係る技術的条件案の検討を行った。また、400MHz 帯及び 1.2GHz 帯システムに係る技術的条件の提案について、（一社）電波産業会から説明がなされた。
- ④ 第 13 回小電力システム作業班（平成 27 年 8 月 25 日）
「小電力無線システムの高度化に関する調査検討会」（地域コミュニティ無線）（九州総合通信局）の概要について事務局から説明がなされ、150MHz 帯システム、400MHz 帯及び 1.2GHz 帯システムに係る技術的条件案の検討を行った。

- ⑤ 第 14 回小電力システム作業班（平成 27 年 10 月 6 日）
150MHz 帯システム、400MHz 帯及び 1.2GHz 帯システムに係る技術的条件案の検討を行った。
- ⑥ 第 15 回小電力システム作業班（平成 27 年 11 月 5 日）
150MHz 帯システム、400MHz 帯及び 1.2GHz 帯システムに係る技術的条件案の検討を行い、委員会報告（案）の骨子について検討した。（P）
- ⑦ 第 16 回小電力システム作業班（平成 27 年 11 月●日）
委員会報告（案）を取りまとめた。（P）

IV 検討の概要

第1章 検討開始の背景

特定小電力無線局のうち 150MHz 帯を使用する動物検知通報システムは、サル、クマ、シカ、イノシシなど野生動物に送信機を取り付け、人家、農地等への接近を知らせることで食害などを未然に防ぐことや、野生動物の生態調査に用いること、また、狩猟・有害鳥獣捕獲において猟犬の位置を把握することに用いられており、野生生物による被害が増加している昨今、需要が高まっている。

無線電話用特定小電力無線局については、アウトドアスポーツ、作業現場、店舗内、イベント会場、駐車場など、様々な場面での連絡・通話に利用されている。

テレメーター用、テレコントロールシステム用及びデータ伝送用特定小電力無線局は、遠隔地点における観測値の伝送（テレメーター）、重機などの産業機器の遠隔制御（テレコントロール）など、様々な場面で利用されている。

これらの無線システムは、無線局の免許が不要であることなどから上記に例示したように、様々な用途で多数のシステムが利用され、近年では、普及と共にチャンネルの不足が生じている。

また、それぞれのシステムにおける情報伝送は、観測値や検知情報を迅速に、かつ、確実に伝送できることが求められており、チャンネル数の拡大や送信時間制限の見直し等により信頼性や共用性の向上が期待されているところである。

さらに、新たなシステムとして、登山者の安全確保や事故発生時の対応の迅速化のため、山岳での伝搬特性に優れた 150MHz 帯の電波を使用し、山小屋などから周辺の登山者の位置等を検知、見守りができるシステムを実現したいとする要望や、地域のコミュニケーション・情報伝達手段として誰でも簡単に利用できる安価な小電力無線システムの要望がある。

このような背景を踏まえ、特定小電力無線局の利用拡大等の高度化を図るため、その必要な技術的条件について検討するものである。

第2章 検知通報システムの高度化

2. 1 動物検知通報システムの現状と課題

動物検知通報システムは、動物に送信機を直接装着し、そこから発射される電波によって、田畑・果樹園等の農業地域や住居地域に接近するクマ、イノシシ等の野生動物の接近を知らせたり、野生動物の行動状況を記録して生態調査に利用したり、狩猟の際に用いる猟犬の位置を把握することに利用するシステムである。

平成20年8月に制度化され、野生動物の警戒・追い払い活動、生態調査、狩猟時に利用するドッグマーカ等、様々なニーズに応じて、広く利用されているところである。



図2-3 動物検知通報システムの利用例

総務省の電波の利用状況調査（平成23年度、平成26年度）によれば、その出荷台数は、平成22年度では年間約500台だったものが、平成25年度では年間約2900台と、4年間で5倍強の伸びとなっており、需要の高まりを反映している。

表2-1 動物検知通報システムの出荷台数

H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
524台	591台	1,004台	2,856台

出展 平成23年度、平成26年度利用状況調査結果

2. 1. 1 野生動物調査等の現状

近年では、野生動物により農林水産業や人身への被害が深刻化しているが、野生動物についても生息地の破壊などの生態系被害、個体数の減少（絶滅の危機）といった問題が深刻化している。

このため、「動物を通じた生物多様性の保全」、「人と動物の共存」を図ることが求められており、そのためには、動物生態調査の役割が重要となっている。

野生動物の生態調査においては、痕跡調査（生息の有無）、分布調査（生息範囲の確認）、個体数調査（数を調べる）及び生息地利用（利用環境の把握）等といった要素があり、電波を利用した調査・対策においては以下のような要素がある。

表● 電波を利用した野生生物の調査と対策



電波を利用した生態調査の結果については、野生動物の管理目標に基づく対策や、管理目標の策定のための評価といった PDCA サイクルにおいて重要な役割を担っている。



図● 電波を利用した調査の成果（神奈川県におけるサル管理への活用事例）

生態調査のために動物の現在位置を把握する探査システムについては、野生動物に取り付けた発信機から送信されるビーコン波を、指向性のあるアンテナで受信（測位のため複数地点で受信する。）し、位置を特定する方法と、首輪に内蔵された GPS 受信機による GPS 位置情報を、首輪の発信機から送信し、位置を特定する方法がある。陸上の動物の他、鳥やカメ、魚などの生態の研究などにも利用される。



図● 動物の現在位置を把握するシステムのイメージ（リアルタイムデータ）

ビーコン波を利用するものについては、位置を特定するために時間と人員を要するが、電池の消費量は少なく、無線機も簡易な構成である。GPS を利用するものについては、精度の高い位置情報が得られ、探査に際し人員も少なくて済むが、動物が GPS 電波の届かない場所に移動した場合には検知が困難であることと、電池の消費量はビーコン形式のものと比較して大きい。

また、リアルタイムではなく、一定期間、野生動物の首輪等に内蔵された GPS やセンサーにより各種情報を記録蓄積し、調査者からの要求電波に応答し、蓄積したデータ（ストックデータ）を送信するシステムも行動調査に利用されている。



図● 動物の行動調査システムのイメージ（ストックデータ）

リアルタイムデータについては、現在位置の情報等のみであり伝送情報量は少ないが、対象が移動してもリアルタイムで捕捉を継続することが必要である。また、ストックデータについては、一定期間の野生動物の行動情報を蓄積したデータを調査時にダウンロードするものであり、蓄積された期間に応じデータ量は大きくなる。

表● データの種類と特徴



この他、野生動物による農作物や人家への被害を未然に防ぐための近接警報システムについては、捕獲した野生動物（例えばサルの群れの中の一部）に取り付けた発信機が

ら間欠的に送信されるビーコン波を受信し、その電波の強度や位置情報を電気通信回線等を経由するなどにより住民等に伝達し、追い払いに活用している。



図● 近接警報システムのイメージ

2. 1. 2 狩猟・有害鳥獣捕獲の現状

ここ数年、野生動物による農林業被害は 200 億円を超えており、環境省・農林水産省による「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」においては、平成 35 年までにニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標が立てられている。このため、例えばニホンジカについては、環境省の試算によれば、現状の倍以上を獲らなければ適正数を保てないとされており、有害鳥獣捕獲の重要性が高まっている。



図● 野生鳥獣による農作物被害金額の推移

平成 21 年度以降、大型獣（シカ、イノシシ）については、有害鳥獣捕獲としての捕獲数が狩猟での捕獲数を逆転しており、「趣味」としての狩猟から、「社会貢献」としての有害鳥獣捕獲へ大きくシフトしてきている状況である。狩猟の方法については、「網」「わな」「装薬銃」「空気銃」といった猟具を用いるが、このうち、「装薬銃」を用いる場合においては、猟犬を活用している。

有害鳥獣捕獲においては、猟犬を使い捕獲対象を追い込む伝統的な猟法である「巻き狩り」の際、猟犬に発信機（ドッグマーカ）を取り付け、猟犬の位置や状態（鳴き声）を把握することで効率的な狩猟を実現している。



図表を挿入

図● 「巻き狩り」の概要

ドッグマーカについては、猟犬の首輪に発信機を取り付け、ビーコン波又は首輪内のGPS 受信機による位置情報を送信する。また、猟犬の鳴き声も送信することで、狩猟者は猟犬の位置を把握可能なことに加え、猟犬がどのような状態（獲物を追っている、獲物を見つけて吠えている等）にあるかも把握することが可能である。さらに、迷い犬の防止にも役立っている。



図表を挿入

図● ドッグマーカの概要

2. 1. 3 現在の動物検知通報システムにおける課題

現在、動物検知通報システムのチャンネルは5ch あるものの、インタリーブとなっているため、同一エリアで同時に混信なく使用可能なのは3ch となる。

このため、例えば神奈川県でのニホンザルの生態調査においては、県内西部を中心に20 余の群れが存在しており、各群れのうち、1～2 頭にビーコン方式の首輪を装着して、群れの行動範囲の把握及び接近警報用として使用している(約 40 のビーコンを使用)が、群れごと限られた範囲内で行動するため、群れが集中する地域では干渉が避けられない状況である。

また、ニホンジカやツキノワグマなど広範囲にわたって移動する動物については、土地利用状況が多様であるため、移動などの予測ができないため、同じ ch を利用する動物同士が近接した場合に干渉が生じる。



図● 野生動物の生態調査におけるチャンネル数不足

また、狩猟・有害鳥獣捕獲時におけるドッグマーカについても、同一地域においては同時に実質 3ch しか使用できないといった問題が生じている。この他、山間における見通し外や木々の遮蔽の影響もあることから、通信距離の確保についても求められている。



図● 狩猟・有害鳥獣捕獲（ドッグマーカ）におけるチャンネル数不足

2. 2 検知通報システムの新たなニーズ

2. 2. 1 山岳遭難救助におけるニーズ

近年、登山ブームと言われているが、登山者の遭難事故は年々増加傾向にある。登山において不測の事態が発生した時に重要なのが連絡方法であり、警察庁の統計によれば、およそ75%は携帯電話、1%弱がその他の無線機、残りは未使用という状況である。

緊急連絡時の内容については「場所」を正確に伝えることが重要であり、その次に「誰が」「どのような状態」という情報となる。携帯電話が使用できる場所ではこれらの情報の伝達は可能であるが、登山時においては携帯電話の通じない山岳地帯が多く、そのような場所においても登山者の位置情報を正確に通報できる手段の確保が求められている。

表● 山岳遭難事故の推移



このような登山者の位置を通報するシステムにおいては、登山者の所持する端末の電池の持ちのほか、水中や積雪による減衰が少なく、谷底に滑落したり雪崩に巻き込まれた場合などにも捜索が可能となるような通信距離の確保が望まれるため、150MHz 帯特定小電力を利用した登山者検知のシステムの実現が期待されている。



図● 登山者の位置検知システムイメージ

2. 2. 2 狩猟・有害鳥獣捕獲におけるニーズ

狩猟・有害鳥獣捕獲時に利用するドッグマーカについては、現在は犬の位置や状態に関する通報にのみ利用可能となっているが、狩猟者間の事故を防止し、利便性・安全性の向上のため、狩猟者の位置情報や、それに付随する連絡にも使用したいというニーズがある。



図● ドッグマーカの高度化に係るニーズ

2. 2. 3 地域の安心・安全の向上におけるニーズ

高齢化に伴う認知症、徘徊老人が増加しており、認知症やその疑いのある行方不明者として警察に届けられた数は平成 24 年度に 9,607 件、平成 25 年度に 10,322 件（いずれものべ件数）となっている（これらのうち約 98%については、1 週間以内に所在が確認されており、自宅等に戻っている。）。

認知症の高齢者が道に迷った際、自宅の場所や身元を周囲の人に伝えることは難しいため、万一行方不明になった場合にも家族等により高齢者の居場所を把握できるようなシステムが望まれている。このシステムでは、徘徊老人の位置把握だけでなく、子供の位置把握や、暗い夜道での防犯ブザーや、高齢者の救援ツールとして、また、これらに付随する安否確認や地域住民間の連絡にも利用する。誰でも容易に使えるコミュニケーションツールとして、日頃から無線機を使い慣れることも不可欠であり、自治体や町内会等の地域コミュニティの場で連絡ツールとしても利用することで、地域の安心・安全の向上のため利活用できることがイメージされている（地域コミュニティ無線）



図● 地域コミュニティ無線のイメージ

以上のとおり、動物のみならず、人間の位置を検知し、また、付随する連絡にも使用を望むシステムの実現が望まれているところである。

2. 3 検知通報システムに求められる条件

野生動物の生態調査等に用いられるシステムについては、主に以下の機能的要件が求められる。

- (1) 動物の個体又は群れが識別できること
- (2) 近接警報や動物探査においては、移動する動物の位置情報がリアルタイムに取得できること
- (3) 位置情報の取得のために GPS 情報を利用する場合は、GPS で取得した情報の伝送ができること
- (4) 山岳や森林、水中などの電波の遮蔽や減衰が多い条件においても電波伝搬が可能なこと
- (5) 動物の行動を調査するシステムにおいては調査者の端末が送信する要求電波に応じて動物の発信機からストックデータを送信すること
- (6) スtockデータのダウンロードにおいては対象動物の移動や、対象動物がクマやイノシシなどの危険な動物であるケースも考慮し、なるべく所要時間は短いこと
- (7) 多数の検知対象に対応できるよう、リアルタイム性の低い情報の伝送については時間的な周波数の共用ができること

登山者の位置検知に用いられるシステムについては、主に以下の機能的要件が求められる。

- (1) 個体識別ができること
- (2) 救助の要請等、緊急事態発生を送信を登山者が手動で行えるほか、登山者本人がケガ等により手動で送信できない状況も考慮し、検知者端末が送信する要求電波に応じて登山者端末から位置情報等を発信できること
- (3) 登山時に携帯する機器であるため、必要な機能が全て一つの装置に備わっており、登山者は複数の機器を所持する必要がないこと
- (4) 主に緊急時に使用する機器であるため、必要最小限の機能だけを備え、操作が容易であり、小型軽量かつランニングコスト含めてシステム全体的に廉価に実現できること
- (5) 山岳や森林などの電波の遮蔽や減衰が多い条件においても電波伝搬が可能なこと。また、山岳地域等における不感エリアを補完するため、登山者端末が位置情報を中継できること
- (6) 検知者端末は普及しているタブレット等と連携して、検索対象の登山者の相対位置や方角等含め、位置情報を地図上に分かりやすく表示できること
- (7) より詳細な状況の連絡を可能とする場合には、定型（メッセージ）文章を送受信できること
- (8) 長距離（ヘリによる上空からの搜索を考えると深い谷もあるので最低 500m）・広範囲（起伏の大きな山岳地帯など見通しが利かない場所）に検知可能なこと
- (9) 運営方法が整備されること（検知者端末が警察や消防、民間救助組織に配備されている等）

- (10) 製造コストの低廉化や利用者利便性のため、検知者端末及び登山者端末はできるだけ周波数などが共通化されていること
- (11) 長時間発信し続けられること（積雪期は一週間以上の悪天が続きヘリが搜索できないことを考えると最低2週間、遺体搜索を考えると半年）
- (12) 多数の検知対象に対応できるよう、リアルタイム性の低い情報の伝送については時間的な周波数の共用ができること

また、狩猟・有害鳥獣捕獲に用いられるドッグマーカ等については、主に以下の機能的要件が求められる。

- (1) 猟犬の個体又は群れ、若しくは狩猟者が識別できること
- (2) 移動する猟犬や狩猟者の位置情報についてリアルタイムに取得できること
- (3) 位置情報の取得のために GPS 情報を利用する場合は、GPS で取得した情報の伝送ができること
- (4) 山岳や森林などの電波の遮蔽や減衰が多い条件においても電波伝搬が可能なこと
- (5) 狩猟の状況を認識するため、猟犬の鳴き声も把握できること
- (6) 狩猟者間において互いに状況を把握するための簡易な連絡が可能なこと
- (7) 多数の検知対象に対応できるよう、リアルタイム性の低い情報の伝送については時間的な周波数の共用ができること

さらに、地域コミュニティ無線に用いられるシステムについては、主に以下の機能的要件が求められる。

- (1) 検知対象者が識別できること
- (2) 移動する検知対象者の位置情報がリアルタイムに取得できること
- (3) 位置情報の取得のために GPS 情報を利用し、GPS で取得した情報の伝送ができること
- (4) 検知者側の端末は得られた情報をわかりやすく表示できること
- (5) 必要な機能が全て一つの装置に備わっていること（複数の所持不要）
- (6) 子供からお年寄りまで使用することを想定し、操作が簡単（直感的に操作できる）であり、小型軽量、安価（端末、ランニングコスト）なこと
- (7) 検知対象者の端末を遠隔制御し、周囲の音声等状況を送信・把握できること
- (8) 都市部、市街地等、建物による遮蔽が見込まれる人の生活圏において電波伝搬が可能なこと
- (9) 検知に付随し、無線機を利用する人の間で互いに状況を把握するための簡易な連絡が可能なこと
- (10) 運営方法が整備されること
- (11) 多数の検知対象に対応できるよう、リアルタイム性の低い情報の伝送については時間的な周波数の共用ができること

上記の各システムに求められる要件を踏まえ、これらのシステムについては人や動物の位置を検知通報し、また、付随する通信を行うという観点で共通的なものであり、現在の動物検知通報システムと共用させることが望ましい。

また、共用させるにあたっては、2.1.3で述べたとおり現在の動物検知通報システムにおいてもチャンネルが不足していることから、チャンネル数を増加させることが不可欠である。

2. 4 検知通報システム (P) の技術的条件に係る検討

2. 4. 1 用途

現在、動物検知通報システムは、「国内において主として動物の行動及び状態に関する情報の通報又は付随する制御をするための無線通信を行うもの」とされており、動物の位置や状態の把握に用いられている。

今般、2.2 で述べたとおり、

- ・ 山岳遭難救助に資するため、登山者の位置を検知するシステム
- ・ 狩猟時の効率、安全性の向上に資するため、狩猟者の位置を検知し、また、付随して狩猟者間での簡易な連絡を可能とするシステム
- ・ 地域の高齢者等の安心・安全の向上に資するため、高齢者や子供等の位置を検知し、また、付随して地域住民間での簡易な連絡を可能とするシステム

といった新たなニーズが見込まれている。

これら新たなニーズに対応するためには、人に関する位置や状態などの情報を通信可能とする必要がある。また、想定しない用途（例えば、無線電話のみに使用する等）への利用を抑制するような用途を設定することが必要である。狩猟者間の連絡や、地域住民間での簡易な連絡については、位置や状態などの情報を送信することが前提にあり、それに付随して通信が行われるものとする。(P)

このため、現在「主として動物の」となっているものを「人又は動物の」とし、「国内において人又は動物の行動及び状態に関する情報の通報又は付随する制御若しくは音声通話をするための無線通信」とする。(P)

本システムの呼称については、「●●検知通報システム」とする。

表● 150MHz 帯検知通報システムの用途

現在の用途	盛り込むべき要素	新たな用途
国内において主として動物の行動及び状態に関する情報の通報又は付随する制御をするための無線通信	・ 人の行動及び状態に関する情報の通報 ・ 付随する連絡 ・ 想定しない用途の抑制	国内において人又は動物の行動及び状態に関する情報の通報又は付随する制御若しくは音声通話をするための無線通信 (P)

2. 4. 2 周波数帯

現在、動物検知通報システムは、142.93MHz～142.99MHz の周波数帯を用いるものとなっているが、2.1 で述べたとおり、現状、野生動物の調査やドッグマーカの利用においてチャンネルが不足している。また、今後、2.2 で述べるような新たなシステムと共用させることを鑑みると、現在の周波数帯のみではさらなるチャンネル不足が深刻化することが考えられる。このことから、新たな周波数帯の拡張が必要と考えられる。

ここで、本件周波数帯前後（142-144MHz）の業務用無線については、4MHz 高いバンド（146-148MHz）と対での利用がなされていることを鑑みると、当該バンド内（146.93MHz～146.99MHz）に本検知システム用周波数を拡張することが考えられる。

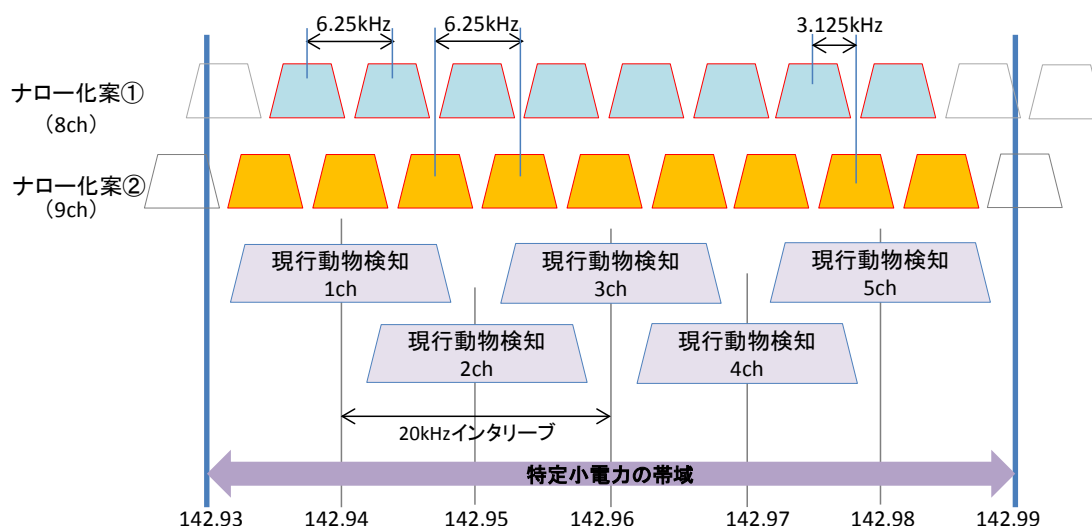
表● 150MHz 帯検知通報システムの周波数帯

現在	拡張案
現行帯域 142.93MHz～142.99MHz	現行帯域 142.93MHz～142.99MHz 拡張帯域 146.93MHz～146.99MHz

2. 4. 3 チャンネル間隔及び周波数配置

現在、動物検知通報システムは、チャンネル間隔 20kHz インタリーブとなっている。チャンネル間隔については、150MHz 帯デジタル簡易無線の技術が普及していることから、これと同様に 6.25kHz のチャンネル間隔を導入する。

また、周波数配置については、業務用無線の狭帯域デジタルチャンネルの刻みと同じ並びとすることが考えられるが、この場合、142.93MHz～142.99MHz の帯域内に設定可能なチャンネル数は 8 ch となる（下図ナロー化案①）。一方、業務用無線の狭帯域デジタルチャンネルの刻みからチャンネル間隔の半分（3.125kHz）ずらすことにより、142.93MHz～142.99MHz の帯域内に設定可能なチャンネル数は 9 ch となる（下図ナロー化案②）。



- ①業務用無線の狭帯域デジタルチャンネルの刻みと同じ並び
- ②上記①をチャンネル間隔半分(3.125kHz)ずらしたもの

図● 150MHz 帯検知通報システムのチャンネル間隔及び周波数配置

現在チャンネル不足が生じていることや、新たな用途を加えるためには可能な限り多くのチャンネルが確保できることが望ましい。このため、帯域の有効活用の観点から、隣接システムへの干渉を回避する方策を講じた上で、ナロー化案②（9 ch）の周波数配置が適当と考えられる。

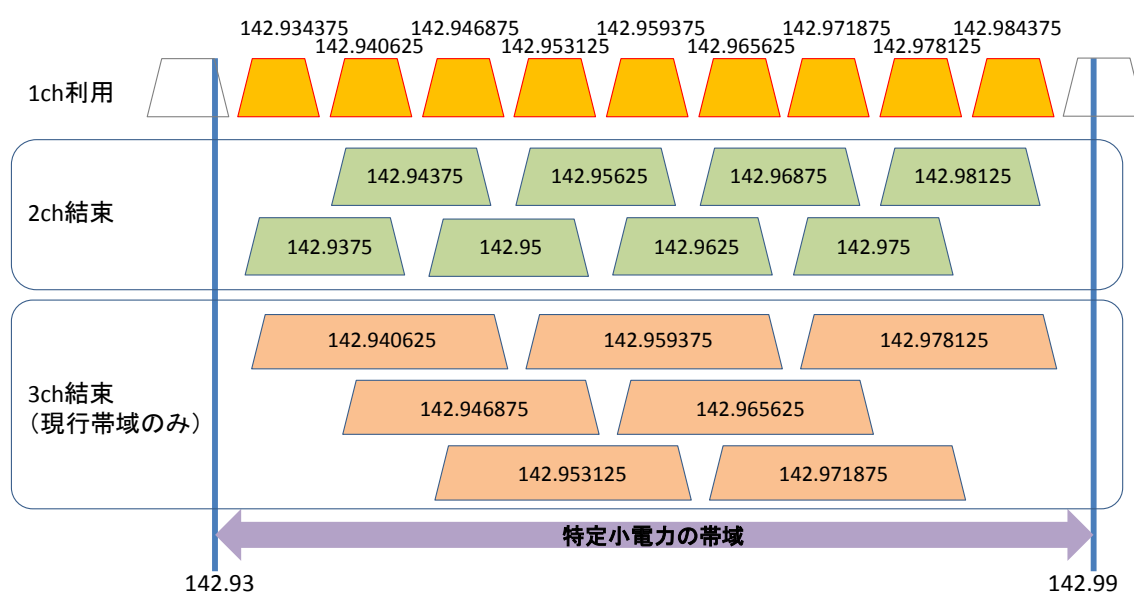
また、現在の動物検知通報システムは占有周波数帯幅 16kHz であり、最大 9600bps の伝送速度が可能である。

狩猟時において、猟犬の位置情報を送信するとともに、猟犬の鳴き声を把握するためには、4800bps 程度の伝送速度が必要と考えられる（参考●）が、特定小電力無線局として普及を想定する機器を考慮すると、ナロー化 1 ch の帯域での通信は困難と考えられ、この場合、2 ch を結束して利用することが考えられる。

さらに、野生動物の生態調査において、ストックデータのダウンロードを行う際には、野生動物が移動すること、また、クマやイノシシなどの危険な動物との近接時間を極力短くすることなどから、ダウンロード時間はできるだけ短いことが求められ、現行規格と同等の 9600bps を実現するためには、3 ch を結束して利用することが考えられる。

よって、ナロー化を行った場合においても、現行と同様の伝送速度を可能とするため、2 ch または 3 ch を結束して利用することを可能とする。

ただし、今回ナロー化してチャンネルを有効活用するという趣旨から、3 ch 結束については真に必要な場合に限ることが望ましい。また、野生動物の生態調査において、ストックデータのダウンロードを同時に同一エリアで実施するケースはあまり想定されないため、3 ch 結束については、「9600bps 以上のデータを伝送する場合」に限ることとし、3 ch 結束利用は現行帯域（142.93MHz～142.99MHz）のみに設け、拡張帯域（146.93MHz～146.99MHz）には設けないことが適当である。



図● 結束利用

なお、結束利用に際しては、効率的な周波数の利用の観点から、任意の2つ又は3つの連続したチャンネルとし、インターリーブ配置とする。

表● 150MHz 帯検知通報システムのチャネル間隔、周波数配置

現在		変更後					
ch 番号	中心周波数 (MHz)	ch 番号	1ch 利用 中心周波数 (MHz)	ch 番号	2ch 結束 中心周波数 (MHz)	ch 番号	3ch 結束 中心周波数 (MHz)
1	142.94	1	142.934375	—	—	—	—
2	142.95	2	142.940625	1, 2	142.9375	1, 2, 3	142.940625
3	142.96	3	142.946875	2, 3	142.94375	2, 3, 4	142.946875
4	142.97	4	142.953125	3, 4	142.95	3, 4, 5	142.953125
5	142.98	5	142.959375	4, 5	142.95625	4, 5, 6	142.959375
—	—	6	142.965625	5, 6	142.9625	5, 6, 7	142.965625
—	—	7	142.971875	6, 7	142.96875	6, 7, 8	142.971875
—	—	8	142.978125	7, 8	142.975	7, 8, 9	142.978125
—	—	9	142.984375	8, 9	142.98125	—	—
—	—	10	146.934375	—	—	—	—
—	—	11	146.940625	10, 11	146.9375	—	—
—	—	12	146.946875	11, 12	146.94375	—	—
—	—	13	146.953125	12, 13	146.95	—	—
—	—	14	146.959375	13, 14	146.95625	—	—
—	—	15	146.965625	14, 15	146.9625	—	—
—	—	16	146.971875	15, 16	146.96875	—	—
—	—	17	146.978125	16, 17	146.975	—	—
—	—	18	146.984375	17, 18	146.98125	—	—
ch 間隔	20kHz (インターフ)		6.25kHz		12.5kHz (インターフ)		18.75kHz (インターフ)

3ch 結束は 9600bps 以上のデータ伝送を行う場合に限る。

2. 4. 4 占有周波数帯幅

利用される変調方式については様々なものが考えられるが、150MHz 帯デジタル簡易無線と同様の狭帯域デジタル規格として、主に 4 値 FSK、2 値 FSK 等が想定される。このことから、1ch 利用時の占有周波数帯幅の許容値については、「5.8kHz」とすることが適当である。

また、2ch 又は 3ch 結束利用時においては、本件システムでは結束という概念から、1ch 利用時の 5.8kHz を基準として結束数に比例させ、2ch 結束時：11.6kHz、3ch 結束時：17.4kHz とすることが適当と考えられる。

表● 150MHz 帯検知通報システムの占有周波数帯幅

現在	変更後
16kHz	1ch 5.8kHz 2ch 結束 11.6kHz 3ch 結束 17.4kHz

2. 4. 5 周波数の許容偏差

ナロー化を実現するためには隣接チャンネルに影響を与えないよう、現在の値よりも厳しくする必要がある。現在の 150MHz 帯デジタル簡易無線では、占有周波数帯幅 5.8kHz、チャンネル間隔 6.25kHz で周波数許容偏差を $(\pm) 2.5 \times 10^{-6}$ としており、本件はこれと同じ占有周波数帯、チャンネル間隔であることから、周波数の許容偏差も同等のものとする。

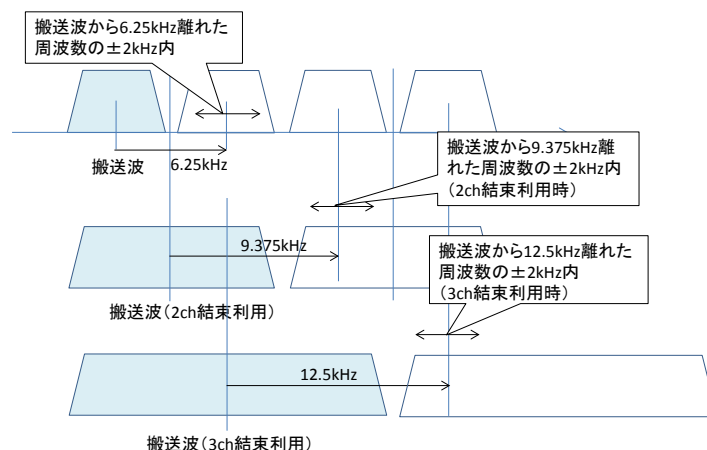
ただし、超小型発信機のような EIRP の小さいものは他に与える影響も小さいことから、普及性も考慮し、EIRP で 1mW 以下のものについては、従来の 12ppm を維持することとする。

表● 150MHz 帯検知通報システムの周波数の許容偏差

現在	変更後
$(\pm) 12 \times 10^{-6}$	$(\pm) 2.5 \times 10^{-6}$ ただし、EIRP で 1mW 以下のものは $(\pm) 12 \times 10^{-6}$

2. 4. 6 隣接チャンネル漏えい電力

離調周波数の設定については、隣のチャンネル利用が 1ch の条件を考慮し、1ch 利用時は 6.25kHz、2ch 結束時は 9.375kHz、3ch 結束時は 12.5kHz とする。



図● 離調周波数の考え方

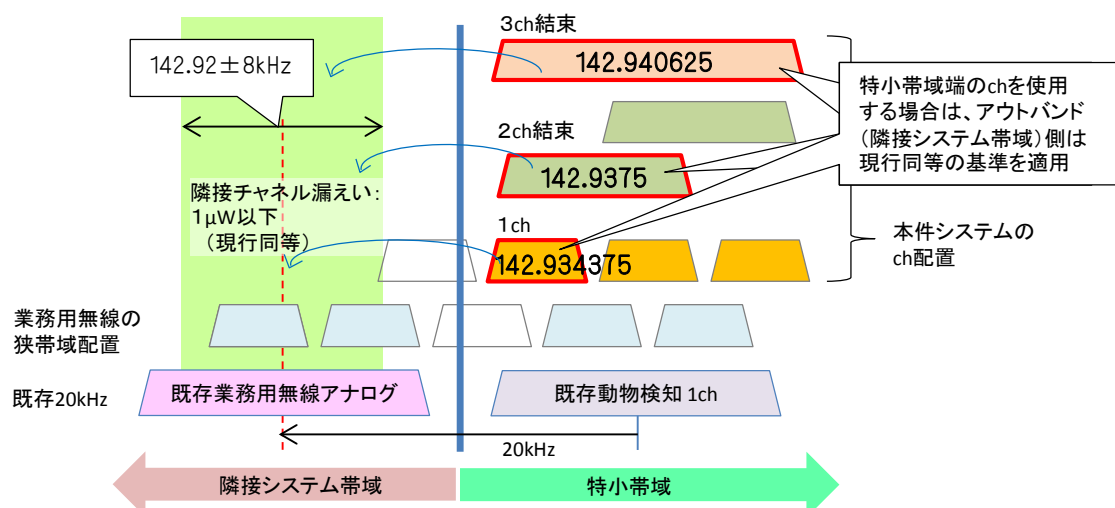
また、参照帯域幅については、150MHz 帯デジタル簡易無線局（4 値 FSK）と同等とし、 ± 2 kHz とする。

漏えい電力基準値については、一般的な特定小電力無線局の基準である、「搬送波電力 -40dB」とするが、空中線電力が 10mW 以下のものについては $1 \mu W$ 以下※とする。

※10mW の -40dB が $1 \mu W$ であり、魚や小型動物に取り付ける超小型発信機を考慮すると、電力を小さくするほど相対基準では厳しくなり、また、 $1 \mu W$ 以下であれば特段の影響はないと考えられるため。

ここで、本件システムでは 2.4.3 で述べたとおり、業務用無線の狭帯域デジタルチャネルとチャネル間隔の半分ずらすこととしているため、特定小電力無線局の帯域端のチャネルを使用する場合においては、隣接システムへの影響を抑制することが必要である。

このため、特定小電力無線局の帯域端のチャネル（結束時においては、帯域端のチャネルを含む場合）については、隣接システム帯域側の基準は現行と同等の基準（参照帯域幅 16kHz、漏えい電力基準値 $1\mu\text{W}$ 以下）を設けることとする。



図● 隣接システムへの影響を考慮した隣接チャネル漏えい電力の基準の設定

なお、現行の基準では、0dBi 以下の送信空中線を利用する場合は、漏えい電力の基準値を EIRP により取り扱うこととなっており、新基準においてもこれを適用する。

表● 150MHz 帯検知通報システムの隣接チャネル漏えい電力

現在	変更後
搬送波の周波数から 20kHz 離れた周波数の（±）8kHz の帯域内に輻射される電力^{※1}が $1\mu\text{W}$ 以下 ※0dBi 以下の送信空中線を使用する場合は EIRP	(1) 空中線電力が 10mW を超え 1W 以下の場合 搬送波の周波数から 6.25kHz^{※1}離れた周波数の（±）2kHz の帯域内に輻射される電力が「搬送波電力－40dB」以下。 ただし、表●の ch 1、9、10、18 を含む場合は、アウトバンド側はそれぞれ 142.92MHz、143MHz、146.92MHz 及び 147MHz の（±）8kHz の帯域内に輻射される電力^{※2}が $1\mu\text{W}$ 以下。 (2) 空中線電力が 10mW 以下の場合 搬送波の周波数から 6.25kHz^{※1}離れた周波数の（±）2kHz の帯域内に輻射される電力^{※2}が $1\mu\text{W}$ 以下 ※1 2ch 結束時は 9.375kHz、3ch 結束時は 12.5kHz ※2 0dBi 以下の送信空中線を使用する場合は EIRP

2. 4. 7 スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値

現在は、原則規定としては空中線利得を加味せず、送信空中線が 0dBi 以下の場合においては、空中線利得を加味した EIRP の規定となっている。

送信空中線が 0dBi 以下の場合においても、他のシステム同様、空中線利得を加味しない原則規定を満足することでも特段支障はないため、送信空中線が 0dBi の場合は原則規定と EIRP 規定を選択的に適用可能とする。

表● 150MHz 帯検知通報システムのスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値

現在	変更後
帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、搬送波から±62.5kHz ア 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値 2.5μW 以下又は基本周波数の平均電力より 40dB 低い値。ただし、送信空中線の絶対利得が 0dB 以下の場合にあっては、等価等方輻射電力で 2.5μW 以下又は基本周波数の平均電力より 40dB 低い値 イ スプリアス領域における不要発射の強度の許容値 2.5μW 以下又は基本周波数の搬送波電力より 43dB 低い値。ただし、送信空中線の絶対利得が 0dB 以下の場合にあっては、等価等方輻射電力で 2.5μW 以下又は基本周波数の搬送波電力より 43dB 低い値	帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、搬送波から±62.5kHz ア 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値 2.5μW 以下又は基本周波数の平均電力より 40dB 低い値。ただし、送信空中線の絶対利得が 0dB 以下の場合にあっては、等価等方輻射電力で 2.5μW 以下又は基本周波数の平均電力より 40dB 低い値とすることができる。 イ スプリアス領域における不要発射の強度の許容値 2.5μW 以下又は基本周波数の搬送波電力より 43dB 低い値。ただし、送信空中線の絶対利得が 0dB 以下の場合にあっては、等価等方輻射電力で 2.5μW 以下又は基本周波数の搬送波電力より 43dB 低い値とすることができる。

2. 4. 8 送信時間制限装置

現在は、連続送信時間は 600 秒以内、休止時間は 1 秒以上となっており、発射電波の時間的占有度が他のシステム（テレメ・テレコン・データは 40 秒送信・2 秒休止、無線電話は 30 秒送信・2 秒休止）に比べて非常に高くなっている。

チャンネル不足の解消にあたっては、ナロー化や周波数帯の拡張によるチャンネル数を増加させることのほか、時間的共用性についても向上させる必要がある。

本検知システムでは、従来のように野生動物の探知のためビーコン波の利用もあるため、連続送信時間が短すぎると捕捉に支障をきたすおそれがある。新たなニーズで想定される、登山者や狩猟者の位置検知については、特段、連続送信時間を長く取る必要はないが、狩猟者間や地域住民間の連絡については、最低でも無線電話（30 秒）と同等の連続送信時間が求められる。

休止時間については、現在は 1 秒以上であるが、新たなニーズで想定される狩猟者間や地域住民間の連絡において、PTT で送話を開始しようとする場合、最低でも「2 秒」程度の操作時間が必要と考えられ、チャンネルの空きが 1 秒しかない場合、通話の開始ができないおそれがある。

これらの事由を勘案し、連続送信時間については 60 秒以内とし、また、休止時間については 2 秒以上とすることが適当と考えられる。連続送信時間は現在の 1/10、休止時間は現在の 2 倍となることで、現在よりも新たな通信を開始できる確率が 20 倍高くなるため、時間的共用性の向上が図られる。

なお、現在は連続送信時間内であれば休止時間なしで再送信が可能となっており、これについては今後も同様とする。

また、現在、キャリアセンスの備え付けを要しない空中線電力が 10mW 以下の場合は、「5 秒間あたりの送信時間の総和は 1 秒以下」という規定となっているが、これについては維持することとする。

表● 150MHz 帯検知通報システムの送信時間制限装置

現在	変更後
送信時間： 600 秒以内 送信休止時間： 1 秒以上 (電波を発射してから 600 秒以内であれば、 休止時間なしで再送信可) ただし空中線電力が 10mW 以下の場合、上記 によらず 5 秒間あたりの送信時間の総和は 1 秒以下	送信時間： 60 秒以内 送信休止時間： 2 秒以上 (電波を発射してから 60 秒以内であれば、休 止時間なしで再送信可) ただし空中線電力が 10mW 以下の場合、上記 によらず 5 秒間あたりの送信時間の総和は 1 秒以下

2. 4. 9 キャリアセンス

2. 4. 9. 1 キャリアセンスレベル

現在、動物検知通報システムのキャリアセンスレベルは、一般的な特定小電力無線局と同じ「2. 14dBi の空中線に誘起する電圧が $7\mu\text{V}$ 以上」となっており、開放端電圧で規定されている。

表● 現在の特定小電力無線局のキャリアセンス（概要）

システム	基準単位	主たる基準値
テレメ・テレコン・データ (400M 帯)、動物 検知通報、無線電話、無線呼出	電圧	2. 14dBi の空中線に誘起する電圧が $7\mu\text{V}$ 以上
テレメ・テレコン・データ (920MHz 帯)	電力	受信入力電力の値が給電線入力点において -80dBm 以上
データ伝送 (1. 2GHz 帯)	電圧	2. 14dBi の空中線に誘起する電圧が $4. 47\mu\text{V}$ 以上
音声アシスト用無線電話	電圧	-10dBi の空中線に誘起する電圧が $200\mu\text{V}$ 以上
移動体識別 (920MHz 帯)	電力	受信入力電力の値が給電線入力点において -74dBm 以上

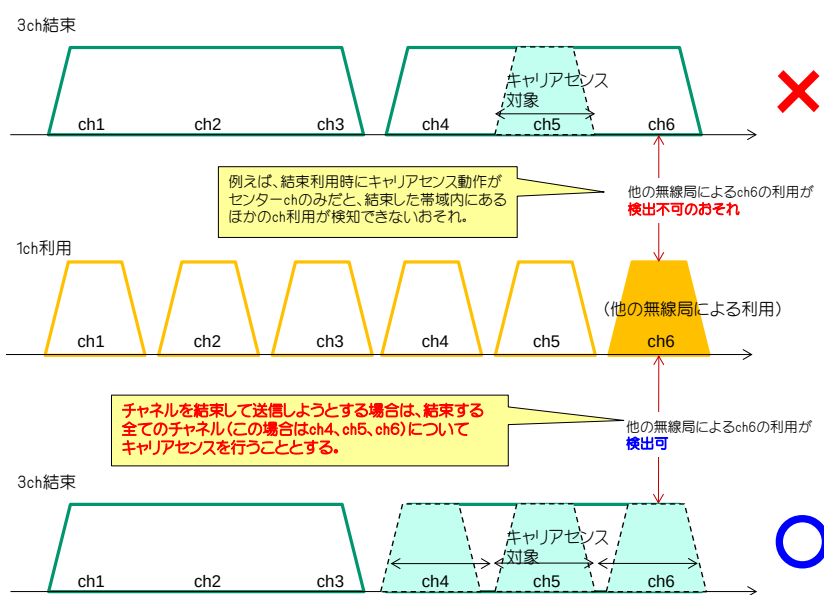
現在、電圧規定であるため、キャリアセンス動作の試験時には、入力する標準信号発生器のレベルについて一旦、デジベルに換算した上で設定する必要がある。また測

定時は標準信号発生器で終端されているにもかかわらず、7 μ V の規定の値は開放値であり混乱を招きやすい。これに対し、デジベル表示の電力規定は終端値ではなく、海外を含め最近の主流となっており分かり易く、利便性のメリットがある。なお、比較的新しいシステムである 920MHz 帯のものは電力規定となっている。

このため、キャリアセンスレベル自体は現在と同じとするが、開放端電圧 7 μ V を 50 Ω 系で電力換算した -96dBm を用い、「**受信入力電力の値が給電線入力点において -96dBm 以上**」とすることとする。

2. 4. 9. 2 キャリアセンス動作

チャネルを結束して送信する場合、そのチャネルの中央の周波数のみのキャリアセンスでは、結束する端のチャネルについて検知できないおそれがある。

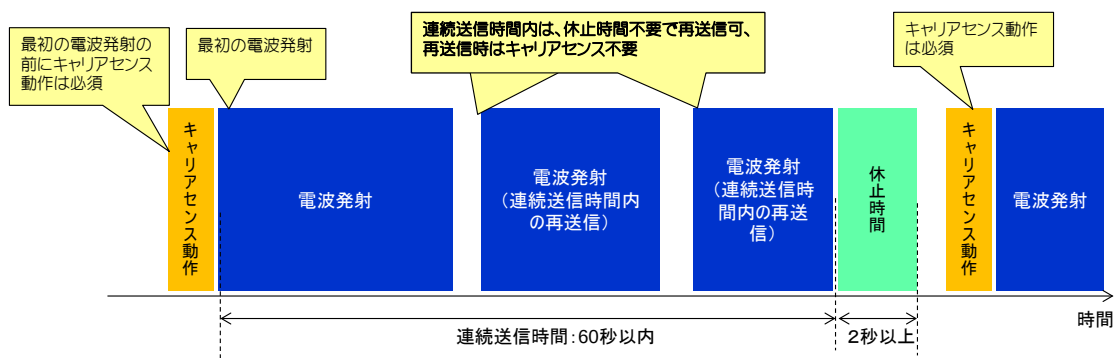


このため、チャネルを結束して送信しようとする場合は、結束する全てのチャネルについてキャリアセンスを行うことが必要である。

なお、この場合の具体的なキャリアセンス方法については、例えば結束するチャネルを順にキャリアセンスする方法、結束して送信する電波の占有周波数帯幅の実値以上の帯域を一括でキャリアセンスする方法などが考えられる。

また、2. 4. 8 のとおり送信時間は 60 秒以内、休止時間は 2 秒以上とし、送信時間内の再送信を可能としている。この再送信については送信時間内での送信に限られているため、キャリアセンス動作を省略しても差し支えないと考えられる。

このため、キャリアセンスを経て電波の発射が行われた場合、その発射から送信時間内の再送信時には、キャリアセンス動作を要しないこととする。



2. 4. 9. 3 キャリアセンスの備え付けを要しない場合

現在の動物検知通報システムにおいては、**空中線電力が 10mW 以下**の場合はキャリアセンスの備え付けを要しないこととなっており、同様とする。

表● 150MHz 帯検知通報システムのキャリアセンス

現在	変更後
・レベル：絶対利得が 2.14dB の空中線に誘起する電圧が $7\mu\text{V}$ 以上 ・キャリアセンスの備え付けを要しない場合：空中線電力が 10mW 以下の場合	・レベル：受信入力電力の値が給電線入力点において -96dBm 以上 ・キャリアセンスの備え付けを要しない場合：空中線電力が 10mW 以下の場合 ・チャンネルを結束して送信しようとする場合は、結束する全てのチャンネルについてキャリアセンスを行うこと ・キャリアセンスを経て電波の発射が行われた場合、その発射から送信時間内の再送信時においては、キャリアセンス動作を要しない

2. 4. 10 その他

2. 4. 10. 1 ノイズによるキャリアセンスへの影響

現在のキャリアセンスレベルは一般的な特定小電力（400MHz 帯テレメ・テレコン・データ、無線電話等）と同じとなっているが、400MHz 帯よりも周波数の低い 150MHz 帯では屋内のパソコン等からのノイズ量が多くなるため、環境によってはノイズ等の影響によりキャリアセンスが動作し、送信できない状況も生じうることが報告されている（別紙●）。このため、今後の状況に応じて、150MHz 帯のノイズ環境に応じたキャリアセンスレベルについて調査・検討を行うことが考えられる。

2. 4. 10. 2 マルチホップ機能

本件検知システムは特定小電力無線局であり、免許不要により容易に利用が可能なものである。特定小電力無線局は、多数のユーザが混信なく電波を共用できるよう、限られた空中線電力で運用することが求められる。

本件検知システムは、電波法で定められている特定小電力無線局の空中線電力1Wまで使用可能となっているところであるが、登山者検知や狩猟時の利用においては、山岳や森林といった電波の見通しの悪い場所での利用が想定されている。

ここで、直接は電波の届かない地点間においても、その途中に端末が存在する場合、その端末を中継して通信を可能とするマルチホップ機能がある。限られた空中線電力により、効果的に通信エリアを拡大することができるため、この機能を活用することが有効と考えられる。



図● ドッグマーカにおけるマルチホップ利用例

本件システムでは、ドッグマーカ、登山者検知、ハンターの検知など、様々なシステムへの用途が想定されているため、これらのシステムに共通的にマルチホップ機能を具備することは不要であるが、普及や互換性を促進し、ユーザの利便性を向上するためには、必要に応じてシステムごとに仕様を策定することが望ましい。

なお、マルチホップを行う場合は、中継する端末は中継させるデータ量に応じてチャンネル数が必要になるため、中継させるデータ量を制約したり、マルチホップの段数を制限するなど、留意が必要である。

2. 4. 10. 3 従来規格の扱い

新規格の策定後においても、新規格に準拠した製品開発には一定期間必要であり、また、その間は従来規格製品を改修（バージョンアップ）したり、新たに販売される製品においても従来規格製品との通信互換性が保たれることがユーザ利便性の向上に寄与すると考えられる。このため、新規格の策定から5年程度は、経過措置として現行規格（ただし、用途については新規格を適用）を維持することが求められる。

なお、従来規格の既存設備は、従来の規格改訂の際と同様に、新規格の策定後においても使用可能であることが求められる。

2. 4. 10. 4 同一システム内の周波数共用検討

同一システム内の与干渉及び被干渉は、以下の組合せとなる。

表● 同一システム内の共用パターン

被干渉 与干渉	本件検知通報システム	既存の動物検知通報システム
本件検知通報システム	①	②
既存の動物検知通報システム	③	

表●の①及び②については、空中線電力が10mWを超え1W以下のものはキャリアセンス機能等の混信防止機能を付加するが、本件検知システムにおいてチャネル結束する場合においても、結束しようとする全てのチャネルにおいてキャリアセンスを行うこととなるため、周波数共用は可能と考えられる。

③については、既存の動物検知通報システムにおいても空中線電力が10mWを超え1W以下のものはキャリアセンス機能を具備しており、現在具備しているキャリアセンス機能により、ナロー化された本件検知システムの電波は検知可能であることから、周波数共用は可能と考えられる。

なお、10mW以下のものについては従前どおり、与干渉側の送信電力が低く、電波の到達が近距離であることから、共用可能と考えられる。

2. 4. 10. 5 電波防護指針の検討

本検討による変更後の検知通報システムについては、空中線電力や空中線利得について現行規定から特段の変更はないが、新たに人の検知にも用途が拡張されることとなる。

安全な電波利用の一層の徹底を図るため、電波法施行規則第21条の3（電波の強度に対する安全施設）により安全基準が規定されている。

（1）電波防護指針の規格値

表● 一般環境の電磁界強度（平均時間6分間）の規格値

周波数	電界強度の実効値 E[V/m]	磁界強度の実効値 H[A/m]	電力密度 S[mW/cm ²]
30MHz を超え 300MHz 以下	27.5	0.0728	0.2

（2）モデル検討

周波数：150MHz 帯 空中線電力：1W 給電線損失：0dB アンテナ利得：2.14dBi

表● 算出結果(最小 DUTY 比 0.2/1.0 : 平均時間 6 分間)

アンテナと人体の 距離 R[cm]	電界強度の実効値 E[V/m]	磁界強度の実効値 H[A/m]	電力密度 S[mW/cm ²]
11.43	27.169	0.073	0.2

周波数 : 150MHz 帯 空中線電力 : 1W 給電線損失 : 0dB アンテナ利得 : -5dBi

表● 算出結果(最小 DUTY 比 0.2/1.0 : 平均時間 6 分間)

アンテナと人体の 距離 R[cm]	電界強度の実効値 E[V/m]	磁界強度の実効値 H[A/m]	電力密度 S[mW/cm ²]
5.02	27.191	0.073	0.2

(3) 結論

以下の理由から、人体に与える影響については、問題ないと考えられる。

ア 電波防護指針の一般環境の規格値を基準として考えると、2.14dBi のアンテナに空中線電力 1W を給電する場合においても、人体から約 12cm 離して利用すれば規定を満足する。

空中線利得が 2.14dBi を超えるようなものは登山者検知の基地局などが想定されるが、そのような空中線の近傍に 6 分間、人体と 12cm 以内の距離が維持されるケースは想定されない。なお、登山者検知の基地局は登山者端末に対して位置等の情報を要求するための信号を送信するのみであり、間欠的な送信である。

イ 実際の製品では、アンテナ利得が 2.14dBi よりも小さな値となり、その場合は、人体から 5cm 以上離して利用すれば規定を満足する。本検知システムの連続送信時間は 60 秒以内、休止時間は 2 秒以上となっており、通話の際は簡易な連絡用途を想定しており、6 分間、人体と 5cm 以内で連続送信される状態は想定されない。

ウ 150MHz 帯のデジタル簡易無線の空中線電力（最大 5W）や空中線利得（規定なし）、連続送信時間（5 分）による影響を超えるものではない。

2. 5 検知通報システム (P) の技術的条件

小電力無線設備のうち、検知通報システム (P) の技術的条件については、次のとおりとすることが適当である。

2. 5. 1 一般的条件

(1) システムの定義

これまでの動物に加え、登山者や狩猟者、地域住民など人の検知やそれに関連する簡易な連絡も可能とし、「**国内において人又は動物の行動及び状態に関する情報の通報又は付随する制御若しくは音声通話をするための無線通信を行うものをいう。(P)**」とする。

(2) 電波の型式

現行どおり、将来の技術革新と使用の柔軟化に対応するため、電波の型式に制限を設けないこととする。

(3) 通信方式

現行どおり、単向通信方式、単信方式又は同報通信方式とする。

(4) 周波数

現行どおり、150MHz 帯とする。

なお、チャンネル不足及び新たな用途拡大に対応するためには、現行で利用されている帯域に加え、150MHz 帯の中で利用帯域の拡張が必要である。

また、現行と同等の通信速度を実現するために、2 チャンネル及び3 チャンネルの結束利用を可能とし、この場合はインタリーブ配置を可能とする。3 チャンネル結束については、広帯域での通信が必要な場合に限ることとし、9600bps 以上のデータ伝送に限るものとし、現行で利用されている帯域でのみ3 チャンネル結束利用可能とする。

(5) チャンネル間隔

周波数資源の有効利用のため、ナロー化することとし、従来の 20kHz 間隔（インタリーブ 10kHz 利用）からデジタル簡易無線等と同様、「6.25kHz」間隔とする。

2 チャンネル結束時のチャンネル間隔は 12.5kHz（インタリーブ 6.25kHz 利用）、3 チャンネル結束時のチャンネル間隔は 18.75kHz（インタリーブ 6.25kHz 利用）とする。

(6) 空中線電力

現行どおり、「1W 以下」とする。

(7) 送信空中線

現行どおり、等価等方輻射電力 (EIRP) が 32.14dBm 以下となるような空中線利得であること。

(8) 筐体

現行どおり、既存の特定小電力無線局と同様に、筐体は容易に開けることが出来ないものとし、同一筐体に収めることを要しない範囲についても現行どおりとする。

2. 5. 2 無線設備の技術的条件

(1) 送信設備

ア 周波数の許容偏差

ナロー化に伴い、 $\pm 2.5\text{ppm}$ とする。

なお、魚やカメ、小動物に取り付ける超小型発信機についてはその等価等方輻射電力も小さく、偏差により他に与える影響も小さい。このことから、等価等方輻射電力で 1mW 以下のものについては、現行どおり、 $\pm 12\text{ppm}$ とする。

イ 占有周波数帯幅の許容値

ナロー化に伴い、デジタル簡易無線等と同様、 5.8kHz とする。

なお、本件検知システムではチャンネルの結束利用も可能とするため、結束利用時は 1 チャンネル結束時の占有周波数帯幅の許容値を基準に比例させ、2 チャンネル結束時の占有周波数帯幅の許容値は 11.6kHz 、3 チャンネル結束時の占有周波数帯幅の許容値は 17.4kHz とする。

ウ 空中線電力の許容偏差

現行どおり、上限 20% (下限の規定なし。) とする。

エ スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値

(ア) 帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数並びに不要発射の強度の許容値における参照帯域幅
現行どおりとする。

(イ) 帯域外領域のスプリアス発射の強度の許容値

現行の規定では、「 $2.5\mu\text{W}$ 以下又は基本周波数の平均電力より 40dB 低い値 (送信空中線が 0dBi 以下の場合は、等価等方輻射電力で $2.5\mu\text{W}$ 以下又は基本周波数の平均電力より 40dB 低い値)」となっており、送信空中線が 0dBi 以下の場合は、等価等方輻射電力での基準に限られている。

しかしながら、特段、基本となっている規定「 $2.5\mu\text{W}$ 以下又は基本周波数の平均電力より 40dB 低い値」を満足することでも支障はないため、送信空中線が 0dBi 以下の場合は、基本となっている規定又は等価等方輻射電力による規定のいずれかを選択的に適用できるよう、「 $2.5\mu\text{W}$ 以下又は基本周波数の平均電力より 40dB 低い値 (送信空中線が 0dBi 以下の場合は、等価等方輻射電力で $2.5\mu\text{W}$ 以下又は基本周波数の平均電力より 40dB 低い値とすることができる。)」とする。

(ウ) スプリアス領域の不要発射の強度の許容値

現行の規定では、「 $2.5\mu\text{W}$ 以下又は基本周波数の搬送波電力より 43dB 低い値（送信空中線が 0dBi 以下の場合は、等価等方輻射電力で $2.5\mu\text{W}$ 以下又は基本周波数の搬送波電力より 43dB 低い値）」となっており、送信空中線が 0dBi 以下の場合は、等価等方輻射電力での基準に限られているが、（ウ）と同様、基本となっている規定を満足することでも支障はないため、送信空中線が 0dBi 以下の場合は、基本となっている規定又は等価等方輻射電力による規定のいずれかを選択的に適用できるよう、「 $2.5\mu\text{W}$ 以下又は基本周波数の搬送波電力より 43dB 低い値（送信空中線が 0dBi 以下の場合は、等価等方輻射電力で $2.5\mu\text{W}$ 以下又は基本周波数の搬送波電力より 43dB 低い値とすることができる。）」とする。

オ 隣接チャネル漏えい電力

現行の規定では $1\mu\text{W}$ 以下（送信空中線が 0dBi 以下の場合は等価等方輻射電力で $1\mu\text{W}$ 以下）となっているが、ナロー化、チャネル結束時及び隣接システムへの影響を考慮し、以下とする。

（ア） 空中線電力が 10mW を超え 1W 以下の場合

搬送波の周波数から 6.25kHz（2 チャネル結束時は 9.375kHz、3 チャネル結束時は 12.5kHz）離れた周波数の（±）2kHz の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 40dB 以上低い値であること

ただし、特定小電力無線局の帯域端のチャネルである ch1 及びこれを含む結束利用（142.934375MHz、142.9375MHz 及び 142.940625MHz）、ch9 及びこれを含む結束利用（142.984375MHz、142.98125MHz 及び 142.978125MHz）、ch10 及びこれを含む結束利用（146.934375MHz 及び 146.9375MHz）並びに ch18 及びこれを含む結束利用（146.984375MHz 及び 146.98125MHz）の場合、隣接システム側の基準については以下のとおりとする。

- ・ 142.934375MHz（1ch 利用）、142.9375MHz（2ch 結束）及び 142.940625MHz（3ch 結束）については、 $142.92\text{MHz} \pm 8\text{kHz}$ の帯域内に輻射される電力※が $1\mu\text{W}$ 以下であること
- ・ 142.984375MHz（1ch 利用）、142.98125MHz（2ch 結束）及び 142.978125MHz（3ch 結束）については、 $143\text{MHz} \pm 8\text{kHz}$ の帯域内に輻射される電力※が $1\mu\text{W}$ 以下であること
- ・ 146.934375MHz（1ch 利用）及び 146.9375MHz（2ch 結束）については、 $146.92\text{MHz} \pm 8\text{kHz}$ の帯域内に輻射される電力※が $1\mu\text{W}$ 以下であること
- ・ 146.984375MHz（1ch 利用）及び 146.98125MHz（2ch 結束）については、 $147\text{MHz} \pm 8\text{kHz}$ の帯域内に輻射される電力※が $1\mu\text{W}$ 以下であること

※0dBi 以下の送信空中線を使用する無線設備については、等価等方輻射電力

（イ） 空中線電力が 10mW 以下の場合

搬送波の周波数から 6.25kHz (2 チャンネル結束時は 9.375kHz、3 チャンネル結束時は 12.5kHz) 離れた周波数の (±) 2kHz の帯域内に輻射される電力 (0dBi 以下の送信空中線を使用する無線設備については、等価等方輻射電力) が $1\mu\text{W}$ 以下であること

(2) 受信設備

副次的に発する電波等の限度

現行どおり、副次的に発する電波等の限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が 4nW 以下とする。

(3) 制御装置

ア キャリアセンス機能

現行では、空中線電力 0.01W を超える無線設備にあつては、キャリアセンスの備え付けを要し、新たな送信に先立ち、キャリアセンスを実行した後、送信を開始することとなっている。また、キャリアセンスレベルは、絶対利得が 2.14dB の空中線に誘起する電圧を $7\mu\text{V}$ 以上とされている。

今回、測定器等により取り扱う単位の利便性や、本件検知システムではチャンネル結束を可能とすることから以下のとおりとする。

- (ア) キャリアセンスレベルについては、現行と等価であるが、取り扱いの際に利便性の高い電力値に換算し、「受信入力電力の値が給電線入力点において -96dBm 以上」とする。
- (イ) チャンネルを結束して送信しようとする場合は、結束する全てのチャンネルについてキャリアセンスを行うこと
- (ウ) キャリアセンスを経て電波の発射が行われた場合、その発射から送信時間内の再送信時においてキャリアセンス動作を要しない。
- (エ) キャリアセンスの備え付けを要しない場合は、従来どおり空中線電力が 10mW 以下の場合とする。

イ 送信時間制限機能

現行では、送信 600 秒以内、休止 1 秒以上とし、電波を発射してから 600 秒以内であれば、休止時間なしで再送信が可能となっている。また、キャリアセンス機能が不要な空中線電力が 10mW 以下の場合、上記によらず 5 秒間あたりの送信時間の総和は 1 秒以下となっている。

今般、新たな用途に拡大するに際し、時間的共用性を高める観点から、以下のとおりとする。

- (ア) 送信時間： 60 秒以内、 送信休止時間： 2 秒以上
- (イ) 電波を発射してから 60 秒以内は、休止時間なしで再送信可
- (ウ) 空中線電力が 10mW 以下の場合、上記によらず 5 秒間あたりの送信時間の総和は 1 秒以下

ウ 混信防止機能

現行どおり、電気通信回線に接続する場合にあっては、電波法施行規則第6条の2第3号に規定する機能を有しなければならないものとし、電気通信回線に接続しない場合にあっては、電波法施行規則第6条の2第3号又は第4号に規定する機能を有しなければならないものとする。

(4) 電気通信回線へ接続する端末設備の識別符号

現行どおり、48ビット以上とする。

2. 5. 3 測定法

スペクトルアナライザ等を用いた測定方法は、150MHz帯の周波数変調方式等の無線機器及び既存の特定小電力無線局の測定方法に準じて定めることとし、次のとおりとする。

ただし、空中線接続端子がない場合の測定方法は、空中線電力が等価等方輻射電力の場合であって試験時に測定用の空中線端子を設けることが困難な場合にのみ適用すること。

(1) 周波数の偏差

ア 空中線接続端子がある場合

空中線端子に擬似負荷(インピーダンス整合回路又は減衰器等)を接続し、無変調の連続送信状態として周波数計により測定する。

イ 空中線接続端子がない場合

(ア)の条件又は適当なRF結合器若しくは空中線で結合し、アと同様にして測定すること。

(ア) 測定条件

a 測定場所の条件

空中線接続端子がない場合においては、昭和63年郵政省告示第127号(発射する電波が著しく微弱な無線局の電界強度の測定方法)の条件に準じて、試験機器を木その他絶縁材料により作られた高さ1.5mの回転台の上に設置して測定することとし、測定距離3mの5面電波暗室又は床面反射のあるオープンサイト若しくはそれらのテストサイトとすること。この場合、テストサイトの測定用空中線は、指向性のものを用いること。また、被測定対象機器の大きさが60cmを超える場合は、測定距離をその5倍以上として測定すること。

b 試験機器の条件

空中線接続端子がない場合においては、電源ケーブル、外部インタフェースケーブル等のケーブルが付属する場合、空中線の形状が変化する場合及び金属板等により放射特性が影響を受ける場合においては最大の放射条件となる状態を特定して測定する。なお、動物に取り付けた状態で測定することを要しない。

(2) 占有周波数帯幅

ア 空中線接続端子がある場合

標準符号化試験信号又は擬似音声信号を入力信号として加えた変調状態とし、スペクトル分布の上限及び下限部分におけるそれぞれの電力和が、全電力の0.5%となる周波数幅を測定すること。なお、標準符号化試験信号又は擬似音声信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号のうち占有周波数帯幅が最大となる信号で変調をかける。

イ 空中線接続端子がない場合

(1) イ(ア)の条件又は適当なRF結合器若しくは空中線で結合し、アと同様にして測定すること。

(3) 空中線電力の偏差

ア 空中線接続端子がある場合

標準符号化試験信号又は擬似音声信号を入力信号として加えた変調状態とし、平均電力で規定される電波の型式の測定は平均電力を、尖頭電力で規定される電波型式の測定は尖頭電力を測定する。なお、標準符号化試験信号又は擬似音声信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号で変調をかける。この場合、空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路（インピーダンス整合回路又は減衰器等）を使用して測定することができる。

また、測定については、連続送信波によって測定することが望ましいが、パースト波にて測定する場合は、送信時間率（電波を発射している時間／パースト繰り返し周期）が最大となる値で一定の値としてパースト繰り返し周期よりも十分長い区間における平均電力を測定し、送信時間率の逆数を乗じてパースト内平均電力とする。また、尖頭電力を測定する場合は尖頭電力計等を用いる。

なお、試験用端子が空中線端子と異なる場合は、空中線端子と試験用端子の間の損失等を補正する。

イ 空中線接続端子がない場合

(1) イ(ア)の条件として、アと同様にして測定すること。

なお、スペクトルアナライザを用いる場合は、分解能帯域幅を占有周波数帯幅の測定値より広く設定して測定し置換法により等価等方輻射電力を求める。なお、測定値が許容値を十分下回る場合は測定用空中線の絶対利得等を用いて換算する方法でも良い。

ただし、偏波面の特定が困難な場合は、水平偏波及び垂直偏波にて求めた空中線電力の最大値に3dB加算すること。

(4) スプリアス発射又は不要発射の強度

ア 空中線接続端子がある場合

標準符号化試験信号又は擬似音声信号を入力信号として加えたときのスプリアス成分の平均電力（バースト波にあっては、バースト内の平均電力）を、スペクトルアナライザ等を用いて測定する。この場合、空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定することができる。

帯域外領域におけるスプリアス発射は送信装置を無変調として測定する。

スペクトルアナライザ等の分解能帯域幅は、技術的条件で定められた参照帯域幅に設定すること。また、試験用端子が空中線端子と異なる場合は、空中線端子と試験用端子の間の損失等を補正する。

なお、標準符号化試験信号又は擬似音声信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号で変調をかける。

イ 空中線接続端子がない場合

（１）イ（ア）の条件として、ア及び上記（３）イと同様にして測定すること。

（５）隣接チャネル漏えい電力

ア 空中線接続端子がある場合

空中線端子に擬似負荷（インピーダンス整合回路又は減衰器等）を接続し連続送信状態としてスペクトルアナライザ等により測定する。

標準符号化試験信号又は擬似音声信号を入力信号として加えた変調状態とする。

なお、トーン信号を使用している送信装置においては、トーン信号の変調を行っている状態で測定する。

また、標準符号化試験信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号で変調をかける。擬似音声信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号のうち占有周波数帯幅が最大となる信号で変調をかける。

イ 空中線接続端子がない場合

（１）イ（ア）の条件として、ア及び上記（３）イと同様にして測定すること。

（６）送信・休止時間制限

ア 空中線接続端子がある場合

スペクトルアナライザの中心周波数を試験周波数に設定し、掃引周波数を 0Hz（ゼロ・スパン）として測定する。

なお、時間分解能が不足する場合は、上記スペクトルアナライザの IF 出力又は試験周波数を直接又は広帯域検波器で検波しオシロスコープ等を用いて測定する。

イ 空中線接続端子がない場合

（１）イ（ア）の条件又は適当な RF 結合器若しくは空中線で結合し、アと同様にして測定すること。

（７）受信装置の副次的に発する電波等の限度

ア 空中線接続端子がある場合

空中線端子に擬似負荷(インピーダンス整合回路又は減衰器等)を接続しスペクトルアナライザ等を用いて測定すること。

イ 空中線接続端子がない場合

(1) イ(ア)の条件として、ア及び(3)イと同様にして測定すること。

(8) キャリアセンス

ア 受信機給電点において技術基準で定められたレベルになるように標準信号発生器の信号レベルを設定する。

イ 標準信号発生器の出力をオフとして送信状態としスペクトルアナライザ等により送信することを確認する。

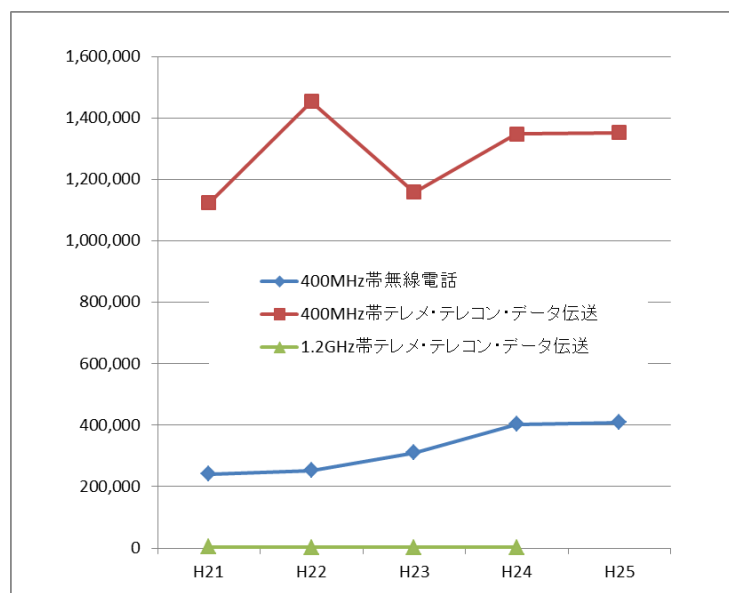
ウ 上記の標準信号発生器の出力をオンとして送信状態としスペクトルアナライザ等により送信しないことを確認する。

エ 結束送信時におけるキャリアセンス動作の確認については、結束送信しようとする全てのチャンネルにおいてキャリアセンスの動作を確認する。確認方法の一例としては、結束送信を行う各チャンネルの中心周波数に規定レベルの無変調信号を入力し、結束した電波を送信しないことを確認する。(P)

第3章 400MHz 帯無線電話、400MHz 帯及び 1.2GHz 帯テレメーター用、 テレコントロール用及びデータ伝送用の高度化

3. 1 400MHz 帯無線電話、400MHz 帯及び 1.2GHz 帯テレメーター用テレコントロール用 及びデータ伝送用の概要と現状

総務省の電波の利用状況調査における「免許を要しない無線局」の出荷台数によれば、400MHz 帯無線電話は、ここ数年において、毎年約 40 万台の無線設備が、400MHz 帯テレメーター用、テレコントロール用、データ伝送用は、毎年約 130 万台の無線設備が市場導入されているところである。特に 400MHz 帯テレメーター用、テレコントロール用やデータ伝送用については、産業分野における無人化・機械化による業務の効率化が進む中で、遠隔制御などの利用が増加しており、周波数が逼迫しているところである。



図● 出荷台数の推移

特定小電力無線局の免許不要局においては、現在、400MHz 帯 : 12.5kHz、1200MHz 帯 : 25kHz の最小 ch セパレーションとなっているところである。近年、150MHz 帯及び 400MHz 帯の業務用無線にデジタル・ナロー通信方式が導入されて以来、約 10 年を経過し、簡易無線局をはじめ、各種業務用無線において、6.25kHz の ch セパレーションによる無線設備が普及しつつある。

狭帯域デジタル通信方式においては、現在の周波数利用効率を 2～3 倍向上するほか、デジタル通信による秘匿性やデータ伝送の容易化が図られることにより、より利便性の向上につながるものとなる。

また、一方で、400MHz 帯テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用のように普及台数が極めて多く、使用周波数が逼迫している状況であり、ナロー化技術の導入は、これらの使用周波数を将来的に倍増させ、より使いやすい環境の構築に大きく貢献できるものとなる。

3. 1. 1 400MHz 帯無線電話の概要と現状

特定小電力無線局の 400MHz 帯無線電話は、特定小電力トランシーバーとも呼ばれ、無線局の免許申請や無線従事者が不要で、購入してすぐに使える手軽なコミュニケーションツールとして広く普及している。携帯電話にない同報性とダイヤルなしですぐに通話できる即時性を有し、誰にでも容易に使用できる。ガイドラインによりレジャー用とビジネス用に周波数が分けられていた時期もあったが、携帯電話の普及と共に殆どがビジネス用途になり、近年では特に都心部で利用者が多く周波数がひっ迫している。一般的な特定小電力トランシーバーは、図●の形状で、レストラン内の連絡用、イベントの会場やショッピングモールでの業務連絡用、博物館・水族館などの案内用、配送センターでの指示等に使用される。

空中線電力は最大 10mW で近距離通信に限定されるが、中継器（図●）を使用することにより、通話距離が約 2 倍に拡大でき、また、壁などの障害があり電波が直接届きにくい場所での通話も可能で、例えば大規模ショッピングモールや、複雑なレイアウトの飲食店等でも、効率的に通話できるようになる。



図● 特定小電力無線局の携帯機、中継器



図● クレーンの玉掛け作業

通信方式としては、交互に送信する 1 波単信方式、中継器を介して交互に送信を行う 2 波半複信方式、また携帯電話と同様に二者間で同時通話ができる複信方式もある。また複信方式で多者間同時通話ができる空中線電力 1mW の作業連絡用無線局もあり、ビル建設で玉掛けと呼ばれるクレーン作業（図●）、港湾作業、イベント業又は、放送事業等に使用される。チャンネル間隔は、12.5kHz であるが 6.25kHz インタリーブになっており、チャンネル数は比較的多いが、玉掛け作業ではビルの上で使用されることが多いため、空中線電力 1mW でも混信が多い状況であり、作業の性格上音声遅延が少ないことが必須である。

特定小電力無線局の無線電話の ARIB 標準規格は下記のように分かれる。

- ・ RCR STD-20 特定小電力無線局無線電話用無線設備
- ・ RCR STD-31 空中線電力 1mW 以下の陸上移動業務の無線局（作業連絡用）の無線設備（電波の型式、通信方式、使用周波数及び空中線電力は RCR STD-20 に記載されている）

ほとんどの場合、通話時間を自動的に3分以内に制限し、2秒の休止をしなければその後の通信ができない機能を備える方式をとっている。しかし空中線電力が1mW以下の無線局は通話時間の制限機能はなく連続通話ができる。

また無線知識のない人に使用されることが多いため、通話中の他社の交信に妨害を与えないように、キャリアセンスが装備され、一定レベル以上の受信信号（絶対利得が2.14dBの空中線に誘起する電圧が $7\mu\text{V}$ 以上）があると送信を禁止する機能も備わっている。しかし空中線電力が1mW以下の作業連絡用無線局はキャリアセンスを装備しなくても良いとされている。周波数やチャンネル数等は表●のとおりである。

表● 特定小電力無線局の無線電話の通信方式、周波数、チャンネル数及び空中線電力

通信方式	周波数	チャンネル数	空中線電力
単向通信方式、 単信方式又は 同報通信方式	422.0500～422.1875MHz (12.5kHz 間隔)	11ch+制御ch	10mW 以下
	422.2000～422.3000MHz (12.5kHz 間隔)	9ch	
同報通信方式、 複信方式又は 半複信方式	421.5750～421.8000Hz と 440.0250～440.2500MHz のペア (12.5kHz 間隔)	18ch+制御ch	
	421.8125～421.9125MHz と 440.2625～440.3625MHz のペア (12.5kHz 間隔)	9ch	
同報通信方式、 複信方式又は 半複信方式	413.70000～414.14375 MHz (子局用) と 454.05000～454.19375 MHz (親局用) (12.5kHz 間隔/6.25kHz インタリーブ)	子局用が 72ch 親局用が 24ch	1mW 以下 (作業連絡用)

電波型式は下記に示すとおり、アナログ・デジタルの様々な電波形式認められているが、RCR STD-31 に規定されている作業連絡用無線局はF2D 又は F3E に限定されている。

F1D、F1E、F2D、F2E、F3E、F7W、G1D、G1E、G2D、G2E、G7E、G7W、D1D、D1E、D2D、D2E、D3E、D7E、又は D7W

特定小電力無線局の無線電話機は、周波数と電波型式とが一致すれば、音声通話やスケルチ等の基本的な機能についてはどのメーカーのどの機種とも相互通話ができる。しかし最近のものは、個別呼出し通信、グループ呼出し通信、緊急呼出し通信、秘話機能等のメーカー独自の機能を備えるものが多い。一般的な機能例は下記のとおり。

CTCSS (アナログトーン)、CDCSS (デジタルトーン)、電池残量警告機能、VOX 機能、コンパンダ機能、マイク感度・スケルチ調整機能、受信専用機能、呼出しベル機能、パワーセーブ機能、トーンバースト機能

携帯機の電源は一般に電池が使われる。充電式電池や単3乾電池が利用でき、電池に

よる運用時間は受信 1：送信 1：待受 8 の割合で、充電式電池で 20 から 30 時間、単 3 乾電池 3 本を使うもので約 50 時間、単 3 乾電池 1 本のもので約 30 時間が通例である。

特定小電力無線局の無線電話機は業務用として使われることも多いため、コンパクトで堅牢な構造となっている。防塵や防水特性も機種によって IP54 規格（粉塵や水飛まつ
の防護）から IP67 規格（完全防塵で水没の防護）まで強化されたものもある。チャンネル
間隔 12.5kHz のデジタル無線局もあり、4 値 FSK や GFSK 変調方式が使われている。デジ
タル無線機は、ネットワークに接続できるものもあり、電波の届きにくいところにネッ
トワーク接続できる中継器を介して電波が直接届きにくい相手との通話が可能になり、
インターネット回線を利用して遠隔地との交信も可能になる。

表● 無線電話用特定小電力無線局の出荷台数

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
400M 帯音声 電話※	252, 841 台	310, 252 台	403, 465 台	408, 515 台

※ 平成 23 年度、平成 26 年度利用状況調査結果（調査対象：770MHz 以下 (H23)、714MHz 以下 (H26) の周波数帯）

3. 1. 2 400MHz 帯及び 1.2GHz 帯テレメーター用テレコントロール用及びデータ伝送 用の概要と現状

本委員会報告に係るテレメーター用、テレコントロールシステム用及びデータ伝送用
特定小電力無線局は、400 MHz 帯及び 1, 200MHz 帯の電波を利用し、遠隔制御するための
データや遠隔測定したデータを伝送するものであり、主に産業用途として、クレーン、
高炉開孔機（溶鉱炉のふたを開閉するための装置）、AGV（無人搬送台車）、軌道車（構内
ディーゼル機関車）等で使用されており、常に安全で見やすい位置で操縦できること、
一人操作により作業要員が少なくすむこと等のメリットが認められ、主に鉄鋼業を中
心として多数使用されている。

図表を挿入

FA、テレメトリ、プラント制御、生産ライン、計測等の分野で使用されている。

例 クレーンの無線遠隔操縦

図表を挿入

小規模工場の天井に設置されているクレーンの操縦をこれまで有線操縦から無線操縦にしたことにより、作業効率の向上、労働災害防止に寄与。

図● テレメータ・テレコントロール・データ伝送の利用例

総務省の電波の利用状況調査（平成 23 年度～平成 26 年度）によれば、その出荷台数は、毎年 100 万台前後であり、免許不要の特定小電力無線局では小電力セキュリティシステムと並んで、最も普及している無線局の一つである。

表● テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用
特定小電力無線局の出荷台数

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
400M 帯テレメ・ テレコン・データ※ ¹	1,453,214 台	1,158,785 台	1,348,811 台	1,352,923 台
400M 帯 音声電話※ ¹	252,841 台	310,252 台	403,465 台	408,515 台
1.2G 帯テレメ・ テレコン・データ※ ²	2,022 台	1,753 台	2,298 台	—

※¹ 平成 23 年度、平成 26 年度利用状況調査結果（調査対象：770MHz 以下（H23）、714MHz 以下（H26）の周波数帯）

※² 平成 25 年度利用状況調査結果（調査対象：714MHz を超え 3.4GHz 以下の周波数帯）

3. 2 新たなニーズ

【400MHz 帯無線電話】

現在、無線電話はレジャー用途のほか、販売店、飲食店、遊技店、工事現場、交通誘導などに利用されているが、広い店舗内や工事現場では建物構造などの影響により中継器を利用しても一部不感エリアが生じるなど通信範囲の課題がある。一方、増力による通信範囲の拡大は、混信の増大、ひいては使用可能機会の減少を招く恐れがある。

無線電話のデジタル化のメリットとしては、秘話機能、発信者・GPS 情報などのデータ通信の付加機能の実現が挙げられる。

421. 809375MHz 以上 421. 909375MHz 以下及び 440. 259375MHz 以上 440. 359375MHz 以下の周波数は、主に中継器利用システムに活用されている周波数帯であり、無線電話で使用可能な他の周波数帯に比べ、利用率は少ない周波数帯である。

このため、デジタル方式に限定して当該周波数帯の空中線電力を増力し、これまでの通信距離確保の課題解決に加え、デジタル化による付加機能を利用した新たな利用が期待されている。このことは、当該周波数帯利用の活性化やアナログからデジタルへの移行推進にもつながるものと考えられる。

【テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用】

400MHz 帯で連続送信が利用できるチャンネルは 40ch で、飽和状態となっている。ナローバンド化によりこれまで以上のチャンネル数の確保は可能となるものの、現在連続送信が可能となっている既存システムの存在も考慮すれば、利用が少ない送信制限のあるチャンネルについても、既存システムへの影響がない一定の条件（空中線電力が小さいなど）の下で、連続送信を可能とすることが求められている。

3. 3 400MHz 帯無線電話、400MHz 帯及び 1.2GHz 帯テレメーター用テレコントロール用及びデータ伝送用の技術的条件に係る検討

3. 3. 1 周波数帯

ア 400MHz 帯無線電話

ナロー化の対象は、現在作業連絡用として 12.5kHz インターリーブ (6.25kHz 間隔) で使用されている 413.7MHz～414.14375MHz 及び 454.05MHz～454.19375MHz の周波数帯以外のものとする。

イ 400MHz 帯及び 1.2GHz 帯テレメーター用テレコントロール用及びデータ伝送用

ナロー化の対象は、現在これらのシステムに割り当てられている全ての周波数帯とする。

3. 3. 2 チャンネル間隔及び周波数配置

現在、400MHz 帯無線電話及びテレメーター用テレコントロール用及びデータ伝送用については 12.5kHz 間隔 (一部 25kHz 間隔)、1.2GHz 帯テレメーター用テレコントロール用及びデータ伝送用については 25kHz 又は 50kHz 間隔となっている。

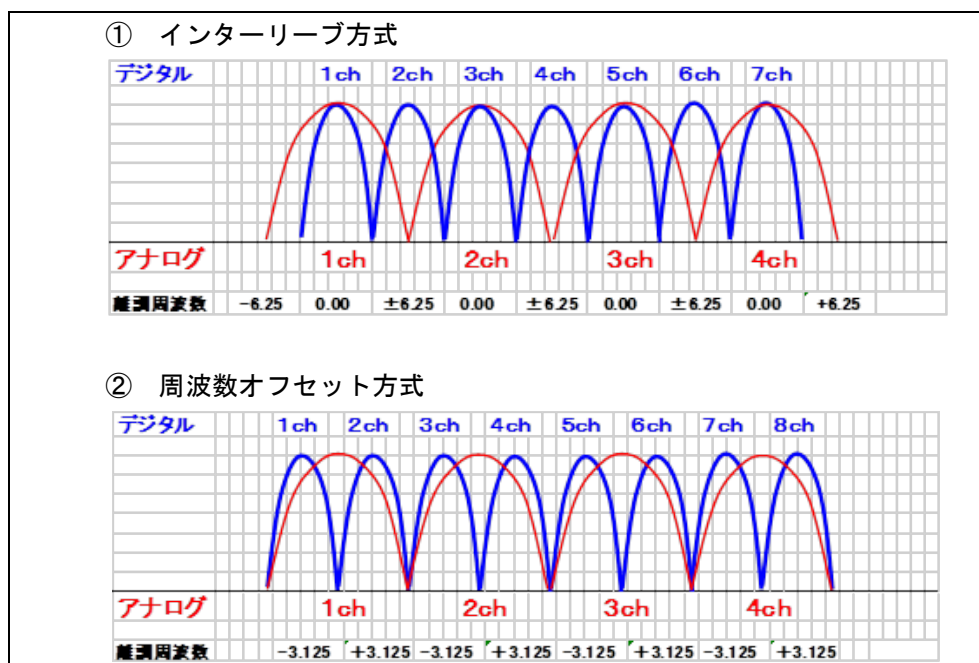
400MHz 帯については、業務用無線の狭帯域デジタル技術を参考とし、現在のチャンネル間隔 12.5kHz の半分である「6.25kHz」、また、1.2GHz 帯についても現在のチャンネル間隔 50kHz の半分である「12.5kHz」のチャンネル間隔とすることが適当である。

ナローバンドの周波数配置については、以下、①インターリーブ方式と②周波数オフセット方式の 2 案がある。

一般的には、現行のアナログと同一の周波数ポイントを基点とした①インターリーブ方式となるが、特定小電力無線局においては、免許不要の周波数帯であり、業務用無線の周波数帯と比べ、将来的な周波数移行の可能性が低いことから、同帯域内でより周波数の有効活用を考えることが適当と考えられる。

現行のアナログ周波数と共用した場合、インターリーブ方式の場合は、両サイドのチャンネルに干渉を与える可能性があるが、±3.125kHz ずらした周波数オフセット方式を採用することにより、他のアナログ周波数への干渉を抑えることができ、かつ、ch 数もより多く確保できることから、帯域内分割となる②の周波数オフセット方式とすることが適当と考えられる。

なお、ch 間隔は 6.25kHz のものについては、後述の周波数許容偏差を踏まえ、使用周波数帯の両端の周波数は割り当てないことが適当である。



図● ナロー化として考えられる方式

3. 3. 3 占有周波数帯幅

400MHz 帯デジタル簡易無線と同様の狭帯域デジタル規格として、チャンネル間隔が 6.25kHz のものの占有周波数帯幅の許容値については、「5.8kHz」とすることが適当である。

また、1.2GHz 帯については、チャンネル間隔が 12.5kHz のものを追加するが、この場合の占有周波数帯幅の許容値については周波数の許容偏差を踏まえ、「8.5kHz」とすることが適当である。

3. 3. 4 通信方式、電波の型式

現在と同様であり特段の変更は生じないが、ナロー化規格の変調方式については、デジタル方式とし、相互接続性の確保及びシステムの低廉化の観点から、現在、業務用無線等で普及が進んでいる 4 値 FSK とすることが望ましい。

表● 400MHz 帯無線電話用の周波数配置（下線部を追加）

電波の型式	通信方式	周波数	チャンネル 間隔	占有周波数 帯幅
F1D、F1E、 F2D、F2E、 F3E、F7W、 G1D、G1E、 G2D、G2E、 G7E、G7W、 D1D、D1E、 D2D、D2E、 D3E、D7E 又 は D7W	単向通信方式、 単信方式又は 同報通信方式	<u>422. 196875～422. 296875MHz（17 波）</u>	<u>6. 25kHz</u>	<u>5. 8kHz</u>
		422. 2～422. 3MHz（9 波）	12. 5kHz	8. 5kHz
	同報通信方式、 複信方式又は 半複信方式	<u>421. 809375～421. 909375MHz（17 波）</u> <u>440. 259375～440. 359375MHz（17 波）</u>	<u>6. 25kHz</u>	<u>5. 8kHz</u>
		421. 8125～421. 9125MHz（9 波） 440. 2625～440. 3625MHz（9 波）	12. 5kHz	8. 5kHz
	単向通信方式、 単信方式又は 同報通信方式	<u>422. 053125～422. 190625MHz（23 波）</u> * 422. 184375、422. 190625MHz は制御 ch	<u>6. 25kHz</u>	<u>5. 8kHz</u>
		422. 05～422. 1875MHz（12 波） * 422. 1875MHz は制御 ch	12. 5kHz	8. 5kHz
	同報通信方式、 複信方式又は 半複信方式	<u>421. 578125～421. 803125MHz（37 波）</u> <u>440. 028125～440. 253125MHz（37 波）</u> * 421. 796875、421. 803125、 <u>440. 246875、440. 253125 は制御 ch</u>	<u>6. 25kHz</u>	<u>5. 8kHz</u>
		421. 575～421. 8MHz（19 波） 440. 025～440. 25MHz（19 波） * 421. 8、440. 25MHz は制御 ch	12. 5kHz	8. 5kHz
	同報通信方式、 複信方式又は 半複信方式	413. 7～414. 14375MHz（72 波） 454. 05～454. 19375MHz（24 波）	12. 5kHz （インターフ 6. 25kHz）	8. 5kHz

表● 400MHz 帯及び 1.2GHz 帯テレメータ用テレコントロール用及びデータ伝送用の
周波数配置（下線部を追加）

電波の型式	通信方式	周波数	チャンネル 間隔	占有周波数 帯幅
F1D、F1F、 F2D、F2F、 F7D、F7F、 G1D、G1F、 G2D、G2F、 G7D、G7F、 D1D、D1F、 D2D、D2F、D7D 又は D7F	単向通信方式、 単信方式又は 同報通信方式	<u>426.028125 ～426.134375MHz（18 波）</u>	<u>6.25kHz</u>	<u>5.8kHz</u>
		426.025～426.1375MHz（10 波）	12.5kHz	8.5kHz
		426.0375、426.0625z、426.0875 及び 426.1125MHz（4 波）	25kHz	8.5kHz
	単向通信方式、 単信方式又は 同報通信方式	<u>429.178125～429.734375MHz（90 波）</u>	<u>6.25kHz</u>	<u>5.8kHz</u>
		429.175～429.7375MHz（46 波）	12.5kHz	8.5kHz
	単向通信方式、 単信方式、同報 通信方式、複信 方式又は半複 信方式	<u>429.815625～429.921875MHz（18 波）</u>	<u>6.25kHz</u>	<u>5.8kHz</u>
		<u>449.715625～449.821875MHz（18 波）</u>		
		<u>449.840625～449.884375MHz（8 波）</u>		
		<u>469.440625～469.484375MHz（8 波）</u>		
		* 429.921875、449.821875、449.88437、 469.484375 は制御 ch	12.5kHz	8.5kHz
		429.8125～429.925MHz（10 波）		
		449.7125～449.825MHz（10 波）		
		449.8375～449.8875MHz（5 波） 469.4375～469.4875MHz（5 波） * 429.925、449.825、449.8875、 469.4875MHz は制御 ch		
F1D、F1F、 F2D、F2F、 F7D、F7F、 G1D、G1F、 G2D、G2F、 G7D、G7F、 D1D、D1F、 D2D、D2F、D7D 又は D7F	単向通信方式、 単信方式、同報 通信方式、複信 方式又は半複 信方式	<u>1216.00625～1216.99375MHz（80 波）</u>	<u>12.5kHz</u>	<u>8.5kHz</u>
		* 1216.00625、1216.50625MHz は制御 ch		
		1216.0125～1216.9875MHz（40 波） * 1216.0125、1216.5125MHz は制御 ch	25kHz	16kHz
	単向通信方式、 単信方式、同報 通信方式、複信 方式又は半複 信方式	1216～1217MHz（21 波） * 1216MHz は制御 ch	50kHz	32kHz
		<u>1252.00625～1252.99375MHz（80 波）</u>	<u>12.5kHz</u>	<u>8.5kHz</u>
		* 1252.00625、1252.50625MHz は制御 ch		
		1252.0125～1252.9875MHz（40 波） * 1252.0125、1252.5125MHz は数制 ch	25kHz	16kHz
		1252～1253MHz（21 波） * 1252MHz は制御 ch	50kHz	32kHz

3. 3. 5 周波数の許容偏差

周波数の許容偏差については、隣接 ch への影響を考慮する必要がある。

400MHz 帯については、急速に普及しつつあるデジタル簡易無線局の技術的条件を踏まえ、かつ、10mW 以下の小電力の無線局でデジタル簡易無線局（周波数の許容偏差は 4 値 FSK で $\pm 1.5\text{ppm}$ 以内、 $\pi/4$ シフト QPSK で $\pm 0.9\text{ppm}$ 以内）の 1W に対して 1/100 と小さく、他の無線局への影響が少ないことや無線設備の小型化・低廉化を考慮し、 $\pm 2\text{ppm}$ 以内とすることが適当である。

また、同様に 1.2GHz 帯においては、ch 間隔 12.5kHz のものは、 $\pm 2\text{ppm}$ 以内の許容偏差が必要と考えられる。

表● 400MHz 帯無線電話、400MHz 帯及び 1.2GHz 帯テレメーター用テレコントロール用及びデータ伝送用の周波数の許容偏差（下線部を追加）

400MHz 帯 無線電話	<u>チャンネル間隔が 6.25kHz のもの</u> $(\pm) 2 \times 10^{-6}$ チャンネル間隔が 12.5kHz のもの $(\pm) 4 \times 10^{-6}$
400MHz 帯 テレメ・ テレコン・ データ	<u>チャンネル間隔が 6.25kHz のもの</u> $\pm 2 \times 10^{-6}$ チャンネル間隔が 12.5kHz のもの $\pm 4 \times 10^{-6}$ チャンネル間隔が 25kHz のもの $\pm 4 \times 10^{-6}$
1.2GHz 帯 テレメ・ テレコン・ データ	<u>チャンネル間隔が 12.5kHz のもの</u> $\pm 2 \times 10^{-6}$ チャンネル間隔が 25kHz のもの $\pm 3 \times 10^{-6}$ チャンネル間隔が 50kHz のもの $\pm 4 \times 10^{-6}$

3. 3. 6 空中線電力

デジタル化のメリットとして、秘話機能、発信者・GPS 情報などのデータ通信の付加機能の実現が上げられるが、さらに増力を可能とすることにより、必要な通信距離の確保が可能である。

現在、無線電話は販売店、飲食店、遊技点、工事現場などで利用されているが、広い店舗内や工事現場では建物構造などの影響により中継器を利用しても一部不感エリアが生じるなど通信範囲の課題がある。

現在、421.8125～421.9125MHz 以下及び 440.2625～440.3625MHz の周波数は、中継器利用に活用されている周波数帯であり、無線電話の使用可能な他の周波数帯に比べ、利用率は少ない周波数帯である。

このため、当該周波数帯を利用の活性化をはじめ、特殊な利用環境における通信確保の課題解決が可能となることから、ナロー化規格の促進の観点から、当該周波数についてナロー化規格に限り、限定的に空中線電力を 100mW まで増力することとする。

その他の周波数帯については、現行規格の周波数において規定されている空中線電力と同等とする。

表● 空中線電力の上限を 100mW とする無線電話用周波数

周波数	チャンネル間隔	占有周波数帯幅	空中線電力
421.809375～421.909375MHz (17 波) 440.259375～440.359375MHz (17 波)	6.25kHz	5.8kHz	100mW 以下

3. 3. 7 隣接チャンネル漏えい電力

隣接チャンネル漏えい電力については、現行規定及びデジタル簡易無線局等の技術的条件を踏まえ、以下のとおりとすることが適当である。

表● 400MHz 帯無線電話、400MHz 帯及び 1.2GHz 帯テレメータ用テレコントロール用及びデータ伝送用の隣接チャンネル漏えい電力（下線部を追加）

400MHz 帯 無線電話	・ <u>チャンネル間隔が 6.25kHz のもの</u> 搬送波の周波数から 6.25kHz 離れた周波数の(±)2kHz の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 40 デシベル以上低いこと。 ・ チャンネル間隔が 12.5kHz のもの 搬送波の周波数から 12.5kHz 離れた周波数の(±)4.25kHz の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 40 デシベル以上低いこと。
400MHz 帯 テレメ・ テレコン・ データ	・ <u>チャンネル間隔が 6.25kHz のもの</u> 搬送波の周波数から 6.25kHz 離れた周波数の(±)2kHz の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 40 デシベル以上低いこと。 ・ チャンネル間隔が 12.5kHz のもの 搬送波の周波数から 12.5kHz 離れた周波数の(±)4.25kHz の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 40 デシベル以上低いこと。 ・ チャンネル間隔が 25kHz のもの 搬送波の周波数から 25kHz 離れた周波数の(±)8kHz の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 40 デシベル以上低いこと。
1.2GHz 帯 テレメ・ テレコン・ データ	・ <u>チャンネル間隔が 12.5kHz のもの</u> 変調信号の速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、搬送波の周波数から 12.5kHz 離れた周波数の(±)4.25kHz の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 40 デシベル以上低いこと。 ・ チャンネル間隔が 25kHz のもの 変調信号の速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、搬送波の周波数から 25kHz 離れた周波数(±)8kHz の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 40 デシベル以上低いこと。

	・チャンネル間隔が 50kHz のもの 変調信号の速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、搬送波の周波数から 50kHz 離れた周波数(±)16kHz の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 40 デシベル以上低いこと。
--	---

3. 3. 8 送信時間制限装置

400MHz 帯のテレメ・テレコン・データにおいては、現在、429.8125MHz 以上 429.925MHz 以下、449.7125MHz 以上 449.8875MHz 以下及び 469.4375MHz 以上 469.4875MHz 以下の周波数帯は、現在、あまり利活用されていない状況にあるため、ナロー化の導入を促進する観点から、ナロー化規格に限り送信時間制限を緩和することにより、利便性の向上を図る。

表● 400MHz 帯テレメーター用テレコントロール用及びデータ伝送用の送信時間制限装置の備付けを要しない条件（下線部を追加）

400MHz 帯 テレメ・ テレコン・ データ	以下のものは送信時間制限装置の備付けを要しない ・ 429.25MHz 以上 429.7375MHz 以下、1216.0375MHz 以上 1216.5MHz 以下及び 1252.0375MHz 以上 1252.5MHz 以下の周波数の電波を使用するもの ・ 1216.5375MHz 以上 1217MHz 以下及び 1252.5375MHz 以上 1253MHz 以下の周波数の電波を使用するもののうち、EIRP が 2.14dBm 以下のもの ・ <u>空中線電力が 1mW 以下のものであって、429.815625～429.921875MHz、449.715625～449.821875MHz、449.840625～449.884375MHz 及び 469.440625～469.484375MHz の周波数の電波を使用する狭帯域規格（チャンネル間隔 6.25kHz）のもの（ただし、制御チャンネルは除く。）</u>
----------------------------------	--

3. 3. 9 キャリアセンス

現状と同等の条件とするが、キャリアセンスレベルについては、現在、「絶対利得が 2.14dB の空中線に誘起する電圧」の値による規定となっている。

現在、電圧規定であるため、キャリアセンス動作の試験時には、入力する標準信号発生器のレベルについて一旦、デジベルに換算した上で設定する必要がある。また測定時は標準信号発生器で終端されているにかかわらず、7 μ V や 4.47 μ V の規定の値は開放値であり混乱を招きやすい。

これに対し、デジベル表示の電力規定は終端値しかなく、海外を含め最近の主流となっており分かり易く、利便性のメリットがある。

このため、キャリアセンスレベルについて、現状と同等のものを適用するが、現在の 920MHz 帯システムのように、受信入力点での電力換算値（50 Ω 系）で表示することとする。

表● 400MHz 帯無線電話、400MHz 帯及び 1.2GHz 帯テレメーター用テレコントロール用
及びデータ伝送用の周波数のキャリアセンス条件（下線部を変更）

	現在	変更後
400MHz 帯 無線電話	・キャリアセンスレベル：<u>絶対利得が 2.14dB の空中線に誘起する電圧が $7\mu\text{V}$ 以上</u> ・空中線電力が、1mW 以下のものについては、通信方式が複信方式及び半複信方式であっても自局の送信周波数でキャリアセンスを行うことができる。 ・キャリアセンス機能の備え付けを要しない場合： 空中線電力が 1mW 以下であって、かつ、413.7MHz 以上 414.14375MHz 以下及び 454.05MHz 以上 454.19375MHz 以下の周波数の電波を使用するもの	・キャリアセンスレベル：<u>受信入力電力の値が給電線入力点において -96dBm 以上</u> ・空中線電力が、1mW 以下のものについては、通信方式が複信方式及び半複信方式であっても自局の送信周波数でキャリアセンスを行うことができる。 ・キャリアセンス機能の備え付けを要しない場合： 空中線電力が 1mW 以下であって、かつ、413.7MHz 以上 414.14375MHz 以下及び 454.05MHz 以上 454.19375MHz 以下の周波数の電波を使用するもの
400MHz 帯 テレメ・ テレコン・ データ	・キャリアセンスレベル：<u>絶対利得が 2.14dB の空中線に誘起する電圧が $7\mu\text{V}$ 以上</u> ・空中線電力が 10mW を超える場合は、2.14dBi の空中線に 10mW の空中線電力を加えた値を超過した分に相当する電圧に達するまでの間、電波の発射を行わないこと。 ・キャリアセンスを要しない場合： 426.025MHz 以上 426.1375MHz 以下の周波数の電波を使用するもの	・キャリアセンスレベル：<u>受信入力電力の値が給電線入力点において -96dBm 以上</u> ・空中線電力が 10mW を超える場合は、2.14dBi の空中線に 10mW の空中線電力を加えた値を超過した分に相当する電圧に達するまでの間、電波の発射を行わないこと。 ・キャリアセンスを要しない場合： 426.025MHz 以上 426.1375MHz 以下の周波数の電波を使用するもの
1.2GHz 帯 テレメ・ テレコン・ データ	・キャリアセンスレベル：<u>2.14dBi の空中線に誘起する電圧が $4.47\mu\text{V}$ 以上</u> ・空中線電力が 10mW を超える場合は、2.14dBi の空中線に 10mW の空中線電力を加えた値を超過した分に相当する電圧に達するまでの間、電波の発射を行わないこと。	・キャリアセンスレベル：<u>受信入力電力の値が給電線入力点において -100dBm 以上</u> ・空中線電力が 10mW を超える場合は、2.14dBi の空中線に 10mW の空中線電力を加えた値を超過した分に相当する電圧に達するまでの間、電波の発射を行わないこと。

3. 3. 10 空中線の利得

400MHz 帯無線電話の空中線利得については、現行規定において原則 2.14dBi 以下、ただし、一定の EIRP 以下であれば空中線利得を補うことが可能となっている。

400MHz 帯無線電話の一部の周波数については、ナロー化規格に限り空中線電力の上限を 10mW から 100mW に引き上げることとするが、許容される EIRP の上限もこれに伴って引き上げることとする。

表● 400MHz 帯無線電話の空中線の利得（下線部を追加）

400MHz 帯 無線電話	・ 413. 7MHz 以上 414. 14375MHz 以下及び 454. 05MHz 以上 454. 19375MHz 以下の周波数を使用するもの : EIRP が 2. 14dBm 以下となる空中線利得であること ・ <u>421. 809375MHz 以上 421. 909375MHz 以下及び 440. 259375MHz 以上 440. 359375MHz 以下の周波数のうちチャンネル間隔 6. 25kHz のものを使用するもの : EIRP が 22. 14dBm 以下となる空中線利得であること</u> ・ その他の周波数を使用するもの : EIRP が 12. 14dBm 以下となる空中線利得であること
------------------	---

以上を踏まえ、周波数等について一覧表としたものが表●である。

表● 400MHz 帯無線電話用の周波数配置（赤、緑は制御チャネル）

ch間隔
ch数

10mW		10mW ⇒ 100mW(狭帯域デジタルのみ)				10mW		10mW				1mW			
単向、単信、同報		同報、半複信、複信				単向、単信、同報		同報、半複信、複信				同報、半複信、複信			
30秒、2秒休止		30秒送信、2秒休止				30秒送信、2秒休止		30秒送信、2秒休止(※)				30秒送信、2秒休止			
12.5kHz	6.25kHz	12.5kHz	6.25kHz	12.5kHz	6.25kHz	12.5kHz	6.25kHz	12.5kHz	6.25kHz	12.5kHz	6.25kHz	12.5kHz	12.5kHz	12.5kHz	12.5kHz
9	17	9	17	9	17	12	23	19	37	19	37	36	36	12	12
422.2	422.196875 422.203125	421.8125	421.809375 421.815625	440.2625	440.259375 440.265625	422.05	422.053125	421.575	421.578125	440.025	440.028125	413.7	413.70625	454.05	454.05625
422.2125	422.209375 422.215625	421.825	421.821875 421.828125	440.275	440.271875 440.278125	422.0625	422.059375 422.065625	421.5875	421.584375 421.590625	440.0375	440.034375 440.040625	413.7125	413.71875	454.0625	454.06875
422.225	422.221875 422.228125	421.8375	421.834375 421.840625	440.2875	440.284375 440.290625	422.075	422.071875 422.078125	421.6	421.596875 421.603125	440.05	440.046875 440.053125	413.725	413.73125	454.075	454.08125
422.2375	422.234375 422.240625	421.85	421.846875 421.853125	440.3	440.296875 440.303125	422.0875	422.084375 422.090625	421.6125	421.609375 421.615625	440.0625	440.059375 440.065625	413.7375	413.74375	454.0875	454.09375
422.25	422.246875 422.253125	421.8625	421.859375 421.865625	440.3125	440.309375 440.315625	422.1	422.096875 422.103125	421.625	421.621875 421.628125	440.075	440.071875 440.078125	413.75	413.75625	454.1	454.10625
422.2625	422.259375 422.265625	421.875	421.871875 421.878125	440.325	440.321875 440.328125	422.1125	422.109375 422.115625	421.6375	421.634375 421.640625	440.0875	440.084375 440.090625	413.7625	413.76875	454.1125	454.11875
422.275	422.271875 422.278125	421.8875	421.884375 421.890625	440.3375	440.334375 440.340625	422.125	422.121875 422.128125	421.65	421.646875 421.653125	440.1	440.096875 440.103125	413.775	413.78125	454.125	454.13125
422.2875	422.284375 422.290625	421.9	421.896875 421.903125	440.35	440.346875 440.353125	422.1375	422.134375 422.140625	421.6625	421.659375 421.665625	440.1125	440.109375 440.115625	413.7875	413.79375	454.1375	454.14375
422.3	422.296875	421.9125	421.909375	440.3625	440.359375	422.15	422.146875 422.153125	421.675	421.671875 421.678125	440.125	440.121875 440.128125	413.8	413.80625	454.15	454.15625
						422.1625	422.159375 422.165625	421.6875	421.684375 421.690625	440.1375	440.134375 440.140625	413.8125	413.81875	454.1625	454.16875
						422.175	422.171875 422.178125	421.7	421.696875 421.703125	440.15	440.146875 440.153125	413.825	413.83125	454.175	454.18125
						422.1875	422.184375 422.190625	421.7125	421.709375 421.715625	440.1625	440.159375 440.165625	413.8375	413.84375	454.1875	454.19375
								421.725	421.721875 421.728125	440.175	440.171875 440.178125	413.85	413.85625		
								421.7375	421.734375 421.740625	440.1875	440.184375 440.190625	413.8625	413.86875		
								421.75	421.746875 421.753125	440.2	440.196875 440.203125	413.875	413.88125		
								421.7625	421.759375 421.765625	440.2125	440.209375 440.215625	413.8875	413.89375		
								421.775	421.771875 421.778125	440.225	440.221875 440.228125	413.9	413.90625		
								421.7875	421.784375 421.790625	440.2375	440.234375 440.240625				
								421.8	421.796875 421.803125	440.25	440.246875 440.253125				

【1mW作業用は変更なし。】
413.7MHz以上414.1378MHz以下及び454.05MHz以上454.19375MHz以下

※ 1mWのものは、送信時間制限装置の備え付けを要しない。

表● 400MHz 帯テレメーター用テレコントロール用及びデータ伝送用の周波数配置（赤、緑は制御チャンネル）

ch 間隔 ch 数	100mW (EIRP:2.14dBm) 単向、単信、同報 40秒送信、2秒休止 5秒送信、2秒休止(テレコン)※			1W (EIRP:12.14dBm) 単向、単信、同報 40秒送信、2秒休止		1W (EIRP:12.14dBm) 単向、単信、同報 連続送信				1W (EIRP:12.14dBm) 単向、単信、同報、半複信、複信 40秒送信、2秒休止 1mWの場合は連続送信を可能(追加)				1W (EIRP:12.14dBm) 単向、単信、同報、半複信、複信 40秒送信、2秒休止 1mWの場合は連続送信を可能(追加)			
	25kHz	12.5kHz	6.25kHz	12.5kHz	6.25kHz	12.5kHz	6.25kHz	12.5kHz	6.25kHz	12.5kHz	6.25kHz	12.5kHz	6.25kHz	12.5kHz	6.25kHz	12.5kHz	6.25kHz
	4	10	18	6	11	20	40	20	39	10	18	10	18	5	8	5	8
426.0375	426.0250	426.028125	426.034375	429.1750	429.178125	429.2500	429.246875	429.5000	429.496875	429.8125	429.815625	449.7125	449.715625	449.8375	449.840625	469.4375	469.440625
	426.0375	426.040625	426.046875	429.1875	429.184375	429.2625	429.259375	429.5125	429.509375	429.8250	429.821875	449.7250	449.721875	449.8500	449.846875	469.4500	469.446875
	426.0500	426.053125	426.059375	429.2000	429.196875	429.2750	429.271875	429.5250	429.521875	429.8375	429.834375	449.7375	449.734375	449.8625	449.859375	469.4625	469.459375
	426.0625	426.065625	426.071875	429.2125	429.209375	429.2875	429.284375	429.5375	429.534375	429.8500	429.846875	449.7500	449.746875	449.8750	449.871875	469.4750	469.471875
426.0625	426.0625	426.065625	426.071875	429.2125	429.215625	429.2900	429.286875	429.5400	429.536875	429.8625	429.859375	449.7625	449.759375	449.8875	449.884375	469.4875	469.484375
	426.0750	426.078125	426.084375	429.2250	429.221875	429.3000	429.296875	429.5500	429.546875	429.8750	429.871875	449.7750	449.771875				
	426.0875	426.090625	426.096875	429.2375	429.234375	429.3125	429.309375	429.5625	429.559375	429.8875	429.884375	449.7875	449.784375				
	426.1000	426.103125	426.109375			429.3250	429.321875	429.5750	429.571875	429.9000	429.896875	449.8000	449.796875				
426.0875	426.1125	426.115625	426.121875			429.3375	429.334375	429.5875	429.584375	429.9125	429.909375	449.8125	449.809375				
	426.1250	426.128125	426.134375			429.3500	429.346875	429.6000	429.596875	429.9250	429.921875	449.8250	449.821875				
						429.3625	429.359375	429.6125	429.609375								
						429.3750	429.371875	429.6250	429.621875								
426.1125						429.3875	429.384375	429.6375	429.634375								
						429.4000	429.396875	429.6500	429.646875								
						429.4125	429.409375	429.6625	429.659375								
						429.4250	429.421875	429.6750	429.671875								
426.1375						429.4375	429.434375	429.6875	429.684375								
						429.4500	429.446875	429.7000	429.696875								
						429.4625	429.459375	429.7125	429.709375								
						429.4750	429.471875	429.7250	429.721875								
426.1375						429.4875	429.484375	429.7375	429.734375								
							429.490625										

※ ただし、最初に電波を発射してから九〇秒以内の場合であって、送信時間の総和が五秒以内のときは、送信休止時間を設けずに再送信することができるものとする。この場合において、当該再送信の終了後における送信休止時間は次のとおりとする。

(1) 最初に電波を発射してからその送信が終了するまでに要した時間が五秒以内の場合 二秒

(2) 最初に電波を発射してからその送信が終了するまでに要した時間が五秒を超える場合 その送信に要した時間の五分の二

表● 1. 2GHz 帯テレメーター用テレコントロール用及びデータ伝送用の周波数配置（赤、緑は制御チャンネル）

		1W (EIRP:12.14dBm)			
		単向、単信、同報、半複信、複信			
		連続送信（制御ch除く。）※			
ch 間隔	ch 数	50kHz	25kHz	50kHz	25kHz
		10	19	10	19
			12.5kHz		12.5kHz
			38		38

		1W (EIRP:12.14dBm)			
		単向、単信、同報、半複信、複信			
		40秒送信、2秒休止（制御chを除く。）※			
ch 間隔	ch 数	50kHz	25kHz	50kHz	25kHz
		11	21	11	21
			12.5kHz		12.5kHz
			42		42

1216.0000	1216.0125	1216.00625	1252.0000	1252.0125	1252.00625
		1216.01875			1252.01875
1216.0500	1216.0375	1216.03125	1252.0500	1252.0375	1252.03125
	1216.0625	1216.04375		1252.0625	1252.04375
1216.1000	1216.0875	1216.05625	1252.1000	1252.0875	1252.05625
	1216.1125	1216.06875		1252.1125	1252.06875
1216.1500	1216.0875	1216.08125	1252.1500	1252.0875	1252.08125
	1216.1125	1216.09375		1252.1125	1252.09375
1216.2000	1216.1375	1216.10625	1252.2000	1252.1375	1252.10625
	1216.1625	1216.11875		1252.1625	1252.11875
1216.2500	1216.1375	1216.13125	1252.2500	1252.1375	1252.13125
	1216.1625	1216.14375		1252.1625	1252.14375
1216.3000	1216.1875	1216.15625	1252.3000	1252.1875	1252.15625
	1216.2125	1216.16875		1252.2125	1252.16875
1216.3500	1216.1875	1216.18125	1252.3500	1252.1875	1252.18125
	1216.2125	1216.19375		1252.2125	1252.19375
1216.4000	1216.2375	1216.20625	1252.4000	1252.2375	1252.20625
	1216.2625	1216.21875		1252.2625	1252.21875
1216.4500	1216.2375	1216.23125	1252.4500	1252.2375	1252.23125
	1216.2625	1216.24375		1252.2625	1252.24375
	1216.2875	1216.25625		1252.2875	1252.25625
	1216.3125	1216.26875		1252.3125	1252.26875
	1216.2875	1216.28125		1252.2875	1252.28125
	1216.3125	1216.29375		1252.3125	1252.29375
	1216.3375	1216.30625		1252.3375	1252.30625
	1216.3625	1216.31875		1252.3625	1252.31875
	1216.3375	1216.33125		1252.3375	1252.33125
	1216.3625	1216.34375		1252.3625	1252.34375
	1216.3875	1216.35625		1252.3875	1252.35625
	1216.4125	1216.36875		1252.4125	1252.36875
	1216.3875	1216.38125		1252.3875	1252.38125
	1216.4125	1216.39375		1252.4125	1252.39375
	1216.4375	1216.40625		1252.4375	1252.40625
	1216.4625	1216.41875		1252.4625	1252.41875
	1216.4375	1216.43125		1252.4375	1252.43125
	1216.4625	1216.44375		1252.4625	1252.44375
	1216.4375	1216.45625		1252.4375	1252.45625
	1216.4625	1216.46875		1252.4625	1252.46875

1216.5000	1216.4875	1216.48125	1252.5000	1252.4875	1252.48125
		1216.49375			1252.49375
1216.5500	1216.5125	1216.50625	1252.5500	1252.5125	1252.50625
	1216.5375	1216.51875		1252.5375	1252.51875
1216.6000	1216.5375	1216.53125	1252.6000	1252.5375	1252.53125
	1216.5625	1216.54375		1252.5625	1252.54375
1216.6500	1216.5625	1216.55625	1252.6500	1252.5625	1252.55625
	1216.5875	1216.56875		1252.5875	1252.56875
1216.7000	1216.5875	1216.58125	1252.7000	1252.5875	1252.58125
	1216.6125	1216.59375		1252.6125	1252.59375
1216.7500	1216.6125	1216.60625	1252.7500	1252.6125	1252.60625
	1216.6375	1216.61875		1252.6375	1252.61875
1216.8000	1216.6375	1216.63125	1252.8000	1252.6375	1252.63125
	1216.6625	1216.64375		1252.6625	1252.64375
1216.8500	1216.6625	1216.65625	1252.8500	1252.6625	1252.65625
	1216.6875	1216.66875		1252.6875	1252.66875
1216.9000	1216.6875	1216.68125	1252.9000	1252.6875	1252.68125
	1216.7125	1216.69375		1252.7125	1252.69375
1216.9500	1216.7125	1216.70625	1252.9500	1252.7125	1252.70625
	1216.7375	1216.71875		1252.7375	1252.71875
1217.0000	1216.7375	1216.73125	1253.0000	1252.7375	1252.73125
	1216.7625	1216.74375		1252.7625	1252.74375
	1216.7625	1216.75625		1252.7625	1252.75625
	1216.7875	1216.76875		1252.7875	1252.76875
	1216.7875	1216.78125		1252.7875	1252.78125
	1216.8125	1216.79375		1252.8125	1252.79375
	1216.8125	1216.80625		1252.8125	1252.80625
	1216.8375	1216.81875		1252.8375	1252.81875
	1216.8375	1216.83125		1252.8375	1252.83125
	1216.8625	1216.84375		1252.8625	1252.84375
	1216.8625	1216.85625		1252.8625	1252.85625
	1216.8875	1216.86875		1252.8875	1252.86875
	1216.8875	1216.88125		1252.8875	1252.88125
	1216.9125	1216.89375		1252.9125	1252.89375
	1216.9125	1216.90625		1252.9125	1252.90625
	1216.9375	1216.91875		1252.9375	1252.91875
	1216.9375	1216.93125		1252.9375	1252.93125
	1216.9625	1216.94375		1252.9625	1252.94375
	1216.9625	1216.95625		1252.9625	1252.95625
	1216.9875	1216.96875		1252.9875	1252.96875
	1216.9875	1216.98125		1252.9875	1252.98125
	1216.99375	1216.99375		1252.99375	1252.99375

※ 1216.5375～1217及び1252.5375～1253MHzの周波数に1mWのもの、送信時間制限装置の備え付けたものがない。

3. 3. 11 その他

3. 3. 11. 1 同一システム内の周波数共用検討

同一システム内の与干渉及び被干渉は、以下の組合せとなる。

表● 同一システム内の共用パターン

被干渉 与干渉	ナロー化規格	従来規格
ナロー化規格	①	②
従来規格	③	

表●の①及び②については、ナロー化規格が与干渉となる場合である。この場合、①については、隣接チャネル漏えい電力やキャリアセンスの動作について、ナロー化規格同士の条件を考慮して設定しており、共用は可能である。

また、②については、ナロー化規格の周波数は、従来規格の周波数の帯域内となるため、既存無線局の受信機では同一 ch とみなされ、キャリアセンスにより検知可能となる。また、隣接 ch の周波数においては、既存無線局の帯域外となるため、キャリアセンスによる検知はされず、送信に支障はない。

③については、ナロー化規格が被干渉となる場合である。この場合、従来規格のものからの電波による干渉が支配的となり、①②（従来規格のもの）のキャリアセンスと比べてキャリアセンス動作の割合が多くなることが想定される。よって、従来規格との混在の利用環境下において、送信条件が厳しくなることが想定されるが、新たに導入されるものであることから、既存無線局の保護の観点から望ましいと考える。

3. 3. 11. 2 電波防護指針の検討

本検討による変更後のシステムについては、1.2GHz 帯については空中線電力や空中線利得について現行規定から特段の変更はなく、特段と同様の条件であることから特に問題はない。

一方、400MHz 帯については、無線電話の一部の周波数について、空中線電力の上限を 10mW から 100mW まで引き上げること、テレメータ・テレコントロール・データ伝送の一部の周波数について新たに連続送信を可能としている（空中線電力は 1mW）ため、400MHz 帯について検討を行う。

（１）電波防護指針の規格値

表● 一般環境の電磁界強度（平均時間 6 分間）の規格値

周波数	電界強度の実効値 E[V/m]	磁界強度の実効値 H[A/m]	電力密度 S[mW/cm ²]
300MHz—1.5GHz	$1.585f(\text{MHz})^{1/2}$ (27.5—61.4) 400MHz : 31.7	$f(\text{MHz})^{1/2}/237.8$ (0.0728—0.163) 400MHz : 0.084	$f(\text{MHz})/1500$ (0.2—1) 400MHz : 0.267

(2) モデル検討

周波数 : 400MHz 帯 空中線電力 : 100mW 給電線損失 : 0dB アンテナ利得 : 2.14dBi

表● 算出結果(最小 DUTY 比 0.2/1.0 : 平均時間 6 分間)

アンテナと人体の 距離 R[cm]	電界強度の実効値 E[V/m]	磁界強度の実効値 H[A/m]	電力密度 S[mW/cm ²]
3.13	31.66	0.084	0.266

周波数 : 400MHz 帯 空中線電力 : 100mW 給電線損失 : 0dB アンテナ利得 : -5dBi

表● 算出結果(最小 DUTY 比 0.2/1.0 : 平均時間 6 分間)

アンテナと人体の 距離 R[cm]	電界強度の実効値 E[V/m]	磁界強度の実効値 H[A/m]	電力密度 S[mW/cm ²]
1.38	31.56	0.084	0.264

周波数 : 400MHz 帯 空中線電力 : 1mW 給電線損失 : 0dB アンテナ利得 : -5dBi

表● 算出結果(最小 DUTY 比 0.2/1.0 : 平均時間 6 分間)

アンテナと人体の 距離 R[cm]	電界強度の実効値 E[V/m]	磁界強度の実効値 H[A/m]	電力密度 S[mW/cm ²]
0.138	31.56	0.084	0.264

(3) 結論

以下の理由から、人体に与える影響については、問題ないと考えられる。

ア 電波防護指針の一般環境の規格値を基準として考えると、2.14dBi のアンテナに空中線電力 100mW を給電する場合においても、人体から約 3.13cm 離して利用すれば規定を満足する。

イ 実際の製品では、アンテナ利得が 2.14dBi よりも小さな値となり、その場合は、空中線電力 100mW の場合は人体から 1.38cm 以上、空中線電力 1mW の場合は人体から 0.138cm 以上離して利用すれば規定を満足する。

本システムの無線電話の連続送信時間は 30 秒以内、休止時間は 2 秒以上となっており、6 分間、人体と 1.38cm 以内で連続送信される状態は想定されない。また、新たに連続送信を可能とするテレメータ・テレコントロール・データ伝送については、6 分間、人体と 0.138cm 以内で使用される状態は想定されない。

ウ 400MHz 帯のデジタル簡易無線の空中線電力（最大 5W）や空中線利得（規定なし）、連続送信時間（5 分）による影響を超えるものではない。

3. 4 400MHz 帯無線電話の技術的条件の技術的条件（下線部が現行からの変更箇所）

小電力無線設備のうち、400MHz 帯無線電話（413.7～414.14375MHz、454.05～454.19375MHz の作業連絡用を除く。）の技術的条件については、次のとおりとすることが適当である。

3. 4. 1 一般的条件

（1）システムの定義

現行どおり、「無線電話（特定小電力無線局のラジオマイク、補聴援助用ラジオマイク及び音声アシスト用無線電話を除く。）」とする。

（2）電波の型式

現行どおり、「F1D、F1E、F2D、F2E、F3E、F7W、G1D、G1E、G2D、G2E、G7E、G7W、D1D、D1E、D2D、D2E、D3E、D7E 又は D7W」とする。

（3）通信方式

現行どおり、422.2～422.3MHz 及び 422.05～422.1875MHz の周波数帯内のもは「単向通信方式、単信方式又は同報通信方式」とし、421.8125～421.9125MHz、440.2625～440.3625MHz 及び 421.575～421.8MHz、440.025～440.25MHz の周波数内帯のもは「同報通信方式、複信方式又は半複信方式」とする。

（4）周波数帯

現行どおりの周波数帯とし、その中で、現行のチャンネルを2分割するようなナロー化チャンネルを新たに設ける。

新たに設けるナロー化規格のチャンネル：

422.196875～422.296875MHz（17波）

421.809375～421.909375MHz（17波） 440.259375～440.359375MHz（17波）

422.053125～422.190625MHz（23波）＊

421.578125～421.803125MHz（37波）＊ 440.028125～440.253125MHz（37波）＊

＊ 422.184375、422.190625、421.796875、421.803125、440.246875、440.253125
は制御 ch

（5）チャンネル間隔

周波数資源の有効利用のため、デジタル簡易無線等と同様の「6.25kHz」間隔のナロー化規格を追加することとする。現行規格のものは従来同様、12.5kHz 間隔とする。

（6）空中線電力

421.809375～421.909375MHz 及び 440.259375～440.359375MHz の周波数については、ナロー化規格の促進及び利便性向上の観点から、チャンネル間隔 6.25kHz のナロー化規格に限り、空中線電力の上限を「100mW」とする。

その他の周波数帯については、現行規格と同様、10mW とする。

(7) 送信空中線

空中線電力の上限を 100mW とする 421.809375～421.909375MHz 及び 440.259375～440.359375MHz のナロー化チャンネルについては、等価等方輻射電力 (EIRP) が 22.14dBm 以下となるような空中線利得であることとする。

その他の周波数帯については、現行規格と同様、413.7MHz～414.14375MHz、454.05～454.19375MHz の周波数帯内のチャンネルは EIRP が 2.14dBm 以下、それ以外の周波数帯のチャンネルは EIRP が 12.14dBm 以下となるような空中線利得であることとする。

(8) 筐体

現行どおり、既存の特定小電力無線局と同様に、筐体は容易に開けることが出来ないものとし、同一筐体に収めることを要しない範囲についても現行どおりとする。

3. 4. 2 無線設備の技術的条件

(1) 送信設備

ア 周波数の許容偏差

ナロー化規格のものについては±2ppm とし、現行規格のものは従来同様±4ppm とする。

イ 占有周波数帯幅の許容値

ナロー化に伴い、デジタル簡易無線等と同様、ナロー化規格のものについては 5.8kHz とし、現行規格のものは従来同様 8.5kHz とする。

ウ 空中線電力の許容偏差

現行どおり、上限 20%、下限 50%とする。

エ スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値

(ア) 帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数並びに不要発射の強度の許容値における参照帯域幅
現行どおりとする。

(イ) 帯域外領域のスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域の不要発射の強度の許容値
現行どおり、いずれも平均電力が $2.5\mu\text{W}$ 以下とする。

オ 隣接チャンネル漏えい電力

ナロー化規格のチャンネルについては、「搬送波の周波数から 6.25kHz 離れた周波数の (±)2kHz の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 40 デシベル以上低いこと」とし、現行規格のものについては従来同様、「搬送波の周波数から 12.5kHz 離れた周波数の (±)4.25kHz の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 40 デシベル以上低いこと」とする。

カ 発振方式

現行どおり、水晶発振方式又は水晶発振により制御するシンセサイザ方式とする。

(2) 受信設備

副次的に発する電波等の限度

現行どおり、副次的に発する電波等の限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が 4nW 以下とする。

(3) 制御装置

ア キャリアセンス機能

現行規定のキャリアセンスレベルは、絶対利得が 2.14dB の空中線に誘起する電圧を $7\mu\text{V}$ 以上とされている。

今回、測定器等により取り扱う単位の利便性を考慮し、以下のとおりとする。

(ア) キャリアセンスレベルについては、現行と等価であるが、取り扱いの際に利便性の高い電力値に換算し、「受信入力電力の値が給電線入力点において -96dBm 以上」とする。

(イ) 空中線電力が 1mW 以下のものについては、通信方式が複信方式及び半複信方式であっても自局の送信周波数でキャリアセンスを行うことができる。

(ウ) キャリアセンスの備え付けを要しない場合は、空中線電力が 1mW 以下であつて、かつ、413.7MHz 以上 414.14375MHz 以下及び 454.05MHz 以上 454.19375MHz 以下の周波数の電波を使用するものとする。

イ 送信時間制限機能

現行どおり、送信時間：30 秒以内（周波数制御チャネルは、0.5 秒以内）、送信休止時間：2 秒以上とし、以下のものは送信時間制限装置の備付けを要しない。

- ・通信時間を自動的に 3 分以内に制限し、かつ、通信終了後 2 秒経過しなければその後の通信を行わない機能を有するもの
- ・空中線電力が 1mW 以下であつて、かつ、413.7MHz 以上 414.14375MHz 以下、421.575MHz 以上 421.8MHz 以下、440.025MHz 以上 440.25MHz 以下及び 454.05MHz 以上 454.19375MHz 以下の周波数の電波を使用するもの

ウ 混信防止機能

現行どおり、電気通信回線に接続する場合にあつては、電波法施行規則第 6 条の 2 第 3 号に規定する機能を有しなければならないものとし、電気通信回線に接続しない場合にあつては、電波法施行規則第 6 条の 2 第 3 号又は第 4 号に規定する機能を有しなければならないものとする。

3. 4. 3 測定法 (P)

スペクトルアナライザ等を用いた測定方法は、既存の特定小電力無線局等の測定方法に準じて定めることとし、次のとおりとする。

(1) 周波数の偏差

ア 空中線接続端子がある場合

空中線端子に擬似負荷(インピーダンス整合回路又は減衰器等)を接続し、無変調の連続送信状態として周波数計により測定する。

イ 空中線接続端子がない場合

(ア)の条件又は適当なRF結合器若しくは空中線で結合し、アと同様にして測定すること。

(ア) 測定条件

a 測定場所の条件

空中線接続端子がない場合においては、昭和63年郵政省告示第127号(発射する電波が著しく微弱な無線局の電界強度の測定方法)の条件に準じて、試験機器を木その他絶縁材料により作られた高さ1.5mの回転台の上に設置して測定することとし、測定距離3mの5面電波暗室又は床面反射のあるオープンサイト若しくはそれらのテストサイトとすること。この場合、テストサイトの測定用空中線は、指向性のものを用いること。また、被測定対象機器の大きさが60cmを超える場合は、測定距離をその5倍以上として測定すること。

b 試験機器の条件

空中線接続端子がない場合においては、電源ケーブル、外部インタフェースケーブル等のケーブルが付属する場合、空中線の形状が変化する場合及び金属板等により放射特性が影響を受ける場合においては最大の放射条件となる状態を特定して測定する。なお、動物に取り付けた状態で測定することを要しない。

(2) 占有周波数帯幅

ア 空中線接続端子がある場合

標準符号化試験信号又は擬似音声信号を入力信号として加えた変調状態とし、スペクトル分布の上限及び下限部分におけるそれぞれの電力和が、全電力の0.5%となる周波数幅を測定すること。なお、標準符号化試験信号又は擬似音声信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号のうち占有周波数帯幅が最大となる信号で変調をかける。

イ 空中線接続端子がない場合

(1)イ(ア)の条件又は適当なRF結合器若しくは空中線で結合し、アと同様にして測定すること。

(3) 空中線電力の偏差

ア 空中線接続端子がある場合

標準符号化試験信号又は擬似音声信号を入力信号として加えた変調状態とし、平均電力で規定される電波の型式の測定は平均電力を、尖頭電力で規定される電波型式の測定は尖頭電力を測定する。なお、標準符号化試験信号又は擬似音声信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号で変調をかける。この場合、空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路（インピーダンス整合回路又は減衰器等）を使用して測定することができる。

また、測定については、連続送信波によって測定することが望ましいが、パースト波にて測定する場合は、送信時間率（電波を発射している時間／パースト繰り返し周期）が最大となる値で一定の値としてパースト繰り返し周期よりも十分長い区間における平均電力を測定し、送信時間率の逆数を乗じてパースト内平均電力とする。また、尖頭電力を測定する場合は尖頭電力計等を用いる。

なお、試験用端子が空中線端子と異なる場合は、空中線端子と試験用端子の間の損失等を補正する。

イ 空中線接続端子がない場合

（１）イ（ア）の条件として、アと同様にして測定すること。

なお、スペクトルアナライザを用いる場合は、分解能帯域幅を占有周波数帯幅の測定値より広く設定して測定し置換法により等価等方輻射電力を求める。なお、測定値が許容値を十分下回る場合は測定用空中線の絶対利得等を用いて換算する方法でも良い。

ただし、偏波面の特定が困難な場合は、水平偏波及び垂直偏波にて求めた空中線電力の最大値に 3dB 加算すること。

（４）スプリアス発射又は不要発射の強度

ア 空中線接続端子がある場合

標準符号化試験信号又は擬似音声信号を入力信号として加えたときのスプリアス成分の平均電力（パースト波にあっては、パースト内の平均電力）を、スペクトルアナライザ等を用いて測定する。この場合、空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定することができる。

帯域外領域におけるスプリアス発射は送信装置を無変調として測定する。

スペクトルアナライザ等の分解能帯域幅は、技術的条件で定められた参照帯域幅に設定すること。また、試験用端子が空中線端子と異なる場合は、空中線端子と試験用端子の間の損失等を補正する。

なお、標準符号化試験信号又は擬似音声信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号で変調をかける。

イ 空中線接続端子がない場合

（１）イ（ア）の条件として、ア及び上記（３）イと同様にして測定すること。

（５）隣接チャネル漏えい電力

ア 空中線接続端子がある場合

空中線端子に擬似負荷(インピーダンス整合回路又は減衰器等)を接続し連続送信状態としてスペクトルアナライザ等により測定する。

標準符号化試験信号又は擬似音声信号を入力信号として加えた変調状態とする。

なお、トーン信号を使用している送信装置においては、トーン信号の変調を行っている状態で測定する。

また、標準符号化試験信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号で変調をかける。擬似音声信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号のうち占有周波数帯幅が最大となる信号で変調をかける。

イ 空中線接続端子がない場合

(1) イ(ア)の条件として、ア及び上記(3)イと同様にして測定すること。

(6) 送信・休止時間制限

ア 空中線接続端子がある場合

スペクトルアナライザの中心周波数を試験周波数に設定し、掃引周波数を 0Hz(ゼロ・スパン)として測定する。

なお、時間分解能が不足する場合は、上記スペクトルアナライザの IF 出力又は試験周波数を直接又は広帯域検波器で検波しオシロスコープ等を用いて測定する。

イ 空中線接続端子がない場合

(1) イ(ア)の条件又は適当な RF 結合器若しくは空中線で結合し、アと同様にして測定すること。

(7) 受信装置の副次的に発する電波等の限度

ア 空中線接続端子がある場合

空中線端子に擬似負荷(インピーダンス整合回路又は減衰器等)を接続しスペクトルアナライザ等を用いて測定すること。

イ 空中線接続端子がない場合

(1) イ(ア)の条件として、ア及び(3)イと同様にして測定すること。

(8) キャリアセンス

ア 受信機給電点において技術基準で定められたレベルになるように標準信号発生器の信号レベルを設定する。

イ 標準信号発生器の出力をオフとして送信状態としスペクトルアナライザ等により送信することを確認する。

ウ 上記の標準信号発生器の出力をオンとして送信状態としスペクトルアナライザ等により送信しないことを確認する。

3. 5 400MHz 帯及び 1.2GHz 帯テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の 技術的条件（下線部が現行からの変更箇所）

小電力無線設備のうち、400MHz 帯及び 1.2GHz 帯テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の技術的条件については、次のとおりとすることが適当である。

3. 5. 1 一般的条件

（1）システムの定義

現行どおり、「テレメーター（医療用テレメーターを除く。）用、テレコントロール（電波を利用して遠隔地点における装置の機能を始動し、変更し、又は終止させることを目的とする信号の伝送をいう。）用及びデータ伝送（主に符号によつて処理される、又は処理された情報の伝送交換をいい、体内植込型医療用データ伝送及び体内植込型医療用遠隔計測、国際輸送用データ伝送並びにミリ波データ伝送を除く。）用」とする。

（2）電波の型式

現行どおり、「F1D、F1F、F2D、F2F、F7D、F7F、G1D、G1F、G2D、G2F、G7D、G7F、D1D、D1F、D2D、D2F、D7D 又は D7F」とする。

（3）通信方式

現行どおり、426.025～426.1375MHz 及び 429.175～429.7375MHz の周波数帯内のあるものは「単向通信方式、単信方式又は同報通信方式」とし、429.8125～429.925MHz、449.7125～449.825MHz、449.8375～449.8875MHz、469.4375～469.4875MHz、1216～1217MHz、1252～1253MHz の周波数内帯のあるものは「単向通信方式、単信方式、同報通信方式、複信方式又は半複信方式」とする。

（4）周波数帯

現行どおりの周波数帯とし、その中で、現行のチャンネルを2分割するようなナロー化チャンネルを新たに設ける。

新たに設けるナロー化規格のチャンネル：

426.028125 ～426.134375MHz（18 波）

429.178125～429.734375MHz（90 波）

429.815625～429.921875MHz（18 波）＊ 449.715625～449.821875MHz（18 波）＊

449.840625～449.884375MHz（8 波）＊ 469.440625～469.484375MHz（8 波）＊

1216.00625～1216.99375MHz（80 波）＊

1252.00625～1252.99375MHz（80 波）＊

＊ 429.921875 MHz、449.821875 MHz、449.884375 MHz、469.484375 MHz、1216.00625 MHz、1216.50625MHz、1252.00625MHz、1252.50625MHz は制御 ch

（5）チャンネル間隔

周波数資源の有効利用のため、ナロー化規格を追加することとし、従来の間隔に加え、400MHz 帯についてはデジタル簡易無線等と同様、「6.25kHz」間隔を、1.2GHz 帯については「12.5kHz」間隔を追加する。

(6) 空中線電力

現行どおり、426.025～426.1375MHz の帯域内のものは 100mW 以下、それ以外については 1W 以下とする。

(7) 送信空中線

現行どおり、EIRP が 12.14dBm 以下 (426.025MHz 以上 426.1375MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては 2.14dB 以下) になる空中線利得であることとする。

また、送信空中線が一の筐体に収められていない場合にあっては、その送信空中線は 0dBi 以上であり、かつ、EIRP は上述の値以下であることとする。

(8) 筐体

現行どおり、既存の特定小電力無線局と同様に、筐体は容易に開けることが出来ないものとし、同一筐体に収めることを要しない範囲についても現行どおりとする。

3. 5. 2 無線設備の技術的条件

(1) 送信設備

ア 周波数の許容偏差

現行の規定に加え、ナロー化規格として、400MHz 帯のチャンネル間隔が 6.25kHz のものは $\pm 2 \times 10^{-6}$ 、1.2GHz 帯のチャンネル間隔が 12.5kHz のものは $\pm 2 \times 10^{-6}$ として規定する。

イ 占有周波数帯幅の許容値

現行の規定に加え、ナロー化規格として、400MHz 帯のチャンネル間隔が 6.25kHz のものは 5.8kHz、1.2GHz 帯のチャンネル間隔が 12.5kHz のものは 8.5kHz として規定する。

ウ 空中線電力の許容偏差

現行どおり、400MHz 帯は上限 20%、下限 50%、1.2GHz 帯は上限 50%、下限 50%とする。

エ スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値

(ア) 帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数並びに不要発射の強度の許容値における参照帯域幅
現行どおりとする。

(イ) 帯域外領域のスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域の不要発射の強度の許容値
現行どおり、いずれも平均電力が $2.5 \mu W$ 以下とする。

オ 隣接チャネル漏えい電力

現行の規定に加え、ナロー化規格として、400MHz 帯のチャネル間隔が 6.25kHz のものは「搬送波の周波数から 6.25kHz 離れた周波数の(±)2kHz の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 40 デシベル以上低いこと」、1.2GHz 帯のチャネル間隔が 12.5kHz のものは「変調信号の速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、搬送波の周波数から 12.5kHz 離れた周波数の(±)4.25kHz の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 40 デシベル以上低いこと」として規定する。

カ 発振方式

現行どおり、水晶発振方式又は水晶発振により制御するシンセサイザ方式とする。

(2) 受信設備

副次的に発する電波等の限度

現行どおり、副次的に発する電波等の限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が 4nW 以下とする。

(3) 制御装置

ア キャリアセンス機能

現行規定のキャリアセンスレベルは、絶対利得が 2.14dB の空中線に誘起する電圧を $7\mu\text{V}$ 以上 (400MHz 帯) 又は $4.47\mu\text{W}$ 以上 (1.2GHz 帯) とされている。

今回、測定器等により取り扱う単位の利便性を考慮し、以下のとおりとする。

(ア) キャリアセンスレベルについては、現行と等価であるが、取り扱いの際に利便性の高い電力値に換算し、400MHz 帯については「受信入力電力の値が給電線入力点において -96dBm 以上」、1.2GHz 帯については「受信入力電力の値が給電線入力点において -100dBm 以上」とする。

(イ) 空中線電力が 10mW を超える場合は、2.14dBi の空中線に 10mW の空中線電力を加えた値を超過した分に相当する電圧に達するまでの間、電波の発射を行わないこと。

(ウ) キャリアセンスの備え付けを要しない場合は、426.025MHz 以上 426.1375MHz 以下の周波数の電波を使用するものとする。

イ 送信時間制限機能

狭帯域化の導入を促進する観点から、429.815625～429.921875MHz、449.715625～449.821875MHz、449.840625～449.884375MHz 及び 469.440625～469.484375MHz の周波数帯において、空中線電力が 1mW 以下かつナロー化チャネル（制御チャネルを除く。）のものに限り、連続送信を可能とし、送信時間制限装置の備付けを要しないこととする。

その他は、現行どおりとする。

ウ 混信防止機能

現行どおり、電気通信回線に接続する場合にあつては、電波法施行規則第6条の2第3号に規定する機能を有しなければならないものとし、電気通信回線に接続しない場合にあつては、電波法施行規則第6条の2第3号又は第4号に規定する機能を有しなければならないものとする。

3. 5. 3 測定法 (P)

スペクトルアナライザ等を用いた測定方法は、既存の特定小電力無線局等の測定方法に準じて定めることとし、次のとおりとする。

(1) 周波数の偏差

ア 空中線接続端子がある場合

空中線端子に擬似負荷(インピーダンス整合回路又は減衰器等)を接続し、無変調の連続送信状態として周波数計により測定する。

イ 空中線接続端子がない場合

(ア)の条件又は適当なRF結合器若しくは空中線で結合し、アと同様にして測定すること。

(ア) 測定条件

a 測定場所の条件

空中線接続端子がない場合においては、昭和63年郵政省告示第127号(発射する電波が著しく微弱な無線局の電界強度の測定方法)の条件に準じて、試験機器を木その他絶縁材料により作られた高さ1.5mの回転台の上に設置して測定することとし、測定距離3mの5面電波暗室又は床面反射のあるオープンサイト若しくはそれらのテストサイトとすること。この場合、テストサイトの測定用空中線は、指向性のものを用いること。また、被測定対象機器の大きさが60cmを超える場合は、測定距離をその5倍以上として測定すること。

b 試験機器の条件

空中線接続端子がない場合においては、電源ケーブル、外部インタフェースケーブル等のケーブルが付属する場合、空中線の形状が変化する場合及び金属板等により放射特性が影響を受ける場合においては最大の放射条件となる状態を特定して測定する。なお、動物に取り付けた状態で測定することを要しない。

(2) 占有周波数帯幅

ア 空中線接続端子がある場合

標準符号化試験信号又は擬似音声信号を入力信号として加えた変調状態とし、スペクトル分布の上限及び下限部分におけるそれぞれの電力和が、全電力の0.5%となる周波数幅を測定すること。なお、標準符号化試験信号又は擬似音声信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号のうち占有周波数帯幅が最大となる信号で変調をかける。

イ 空中線接続端子がない場合

(1) イ(ア)の条件又は適当な RF 結合器若しくは空中線で結合し、アと同様にして測定すること。

(3) 空中線電力の偏差

ア 空中線接続端子がある場合

標準符号化試験信号又は擬似音声信号を入力信号として加えた変調状態とし、平均電力で規定される電波の型式の測定は平均電力を、尖頭電力で規定される電波型式の測定は尖頭電力を測定する。なお、標準符号化試験信号又は擬似音声信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号で変調をかける。この場合、空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路（インピーダンス整合回路又は減衰器等）を使用して測定することができる。

また、測定については、連続送信波によって測定することが望ましいが、パースト波にて測定する場合は、送信時間率（電波を発射している時間／パースト繰り返し周期）が最大となる値で一定の値としてパースト繰り返し周期よりも十分長い区間における平均電力を測定し、送信時間率の逆数を乗じてパースト内平均電力とする。また、尖頭電力を測定する場合は尖頭電力計等を用いる。

なお、試験用端子が空中線端子と異なる場合は、空中線端子と試験用端子の間の損失等を補正する。

イ 空中線接続端子がない場合

(1) イ(ア)の条件として、アと同様にして測定すること。

なお、スペクトルアナライザを用いる場合は、分解能帯域幅を占有周波数帯幅の測定値より広く設定して測定し置換法により等価等方輻射電力を求める。なお、測定値が許容値を十分下回る場合は測定用空中線の絶対利得等を用いて換算する方法でも良い。

ただし、偏波面の特定が困難な場合は、水平偏波及び垂直偏波にて求めた空中線電力の最大値に 3dB 加算すること。

(4) スプリアス発射又は不要発射の強度

ア 空中線接続端子がある場合

標準符号化試験信号又は擬似音声信号を入力信号として加えたときのスプリアス成分の平均電力（パースト波にあっては、パースト内の平均電力）を、スペクトルアナライザ等を用いて測定する。この場合、空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定することができる。

帯域外領域におけるスプリアス発射は送信装置を無変調として測定する。

スペクトルアナライザ等の分解能帯域幅は、技術的条件で定められた参照帯域幅に設定すること。また、試験用端子が空中線端子と異なる場合は、空中線端子と試験用端子の間の損失等を補正する。

なお、標準符号化試験信号又は擬似音声信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号で変調をかける。

イ 空中線接続端子がない場合

(1) イ (ア) の条件として、ア及び上記 (3) イと同様にして測定すること。

(5) 隣接チャネル漏えい電力

ア 空中線接続端子がある場合

空中線端子に擬似負荷(インピーダンス整合回路又は減衰器等)を接続し連続送信状態としてスペクトルアナライザ等により測定する。

標準符号化試験信号又は擬似音声信号を入力信号として加えた変調状態とする。

なお、トーン信号を使用している送信装置においては、トーン信号の変調を行っている状態で測定する。

また、標準符号化試験信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号で変調をかける。擬似音声信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号のうち占有周波数帯幅が最大となる信号で変調をかける。

イ 空中線接続端子がない場合

(1) イ (ア) の条件として、ア及び上記 (3) イと同様にして測定すること。

(6) 送信・休止時間制限

ア 空中線接続端子がある場合

スペクトルアナライザの中心周波数を試験周波数に設定し、掃引周波数を 0Hz (ゼロ・スパン) として測定する。

なお、時間分解能が不足する場合は、上記スペクトルアナライザの IF 出力又は試験周波数を直接又は広帯域検波器で検波しオシロスコープ等を用いて測定する。

イ 空中線接続端子がない場合

(1) イ (ア) の条件又は適当な RF 結合器若しくは空中線で結合し、アと同様にして測定すること。

(7) 受信装置の副次的に発する電波等の限度

ア 空中線接続端子がある場合

空中線端子に擬似負荷(インピーダンス整合回路又は減衰器等)を接続しスペクトルアナライザ等を用いて測定すること。

イ 空中線接続端子がない場合

(1) イ (ア) の条件として、ア及び (3) イと同様にして測定すること。

(8) キャリアセンス

ア 受信機給電点において技術基準で定められたレベルになるように標準信号発生器の信号レベルを設定する。

イ 標準信号発生器の出力をオフとして送信状態としスペクトルアナライザ等により送信することを確認する。

ウ 上記の標準信号発生器の出力をオンとして送信状態としスペクトルアナライザ等により送信しないことを確認する。

情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会 構成員

平成 27 年●月●日現在

	氏名	現職
主査委員	安藤 真	東京工業大学 理事・副学長（研究担当） 産学連携推進本部長
専門委員	飯塚 留美	（一財）マルチメディア振興センター 電波利用調査部 研究主幹
〃	伊藤 数子	特定非営利活動法人 S T A N D 代表理事
〃	大寺 廣幸	（一社）日本民間放送連盟 常勤顧問
〃	小笠原 守	日本電信電話（株）技術企画部門 電波室長
〃	加治佐 俊一	日本マイクロソフト（株） 兼 マイクロソフトディベロップメント（株） 技術顧問
〃	川嶋 弘尚	慶應義塾大学 名誉教授
〃	菊井 勉	（一社）全国陸上無線協会 常務理事・事務局長
〃	河野 隆二	横浜国立大学大学院 工学研究院 教授 兼 同大学未来情報通信医療社会基盤センター長
〃	小林 久美子	日本無線（株） 研究所 ネットワークフロンティア チームリーダー
〃	斉藤 知弘 （第 23 回まで）	日本放送協会 放送技術研究所 伝送システム研究部長
〃	玉眞 博義	（一社）日本アマチュア無線連盟 専務理事
〃	中原 俊二 （第 24 回から）	日本放送協会 放送技術研究所 伝送システム研究部長
〃	本多 美雄	欧州ビジネス協会 電気通信機器委員会 委員長
〃	松尾 綾子	（株）東芝 研究開発センター 研究主務
〃	三谷 政昭	東京電機大学 工学部情報通信工学科 教授
委員	森川 博之	東京大学 先端科学技術研究センター 教授
専門委員	矢野 博之	国立研究開発法人 情報通信研究機構 ワイヤレスネットワーク研究所 研究所長
〃	矢野 由紀子	日本電気（株） クラウドシステム研究所 シニアエキスパート
〃	若尾 正義	元 （一社）電波産業会 専務理事

情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会
小電力システム作業班 構成員

平成 27 年●月●日現在

氏名	現職
【主任】 若尾 正義	元（一社）電波産業会 専務理事
姉菌 章	双葉電子工業(株) 電子機器事業部 企画開発部 主管技師
池田 光	（一社）電波産業会 規格会議 小電力無線局作業班 主任
小竹 信幸	（一財）テレコムエンジニアリングセンター 技術部 部長
加藤 数衛	（株）日立国際電気 映像・通信事業部 技師長
鬼頭 英二	日本電気（株） 次世代無線ネットワークビジネス開発室 エグゼクティブエキスパート
児島 史秀	国立研究開発法人情報通信研究機構 ワイヤレスネットワーク研究所 スマートワイヤレス研究室 室長
小宮山 真康	（株）サーキットデザイン 取締役 技術部長
近藤 俊幸	（一社）日本アマチュア無線連盟 会員部長付 技術担当部長
佐伯 隆	パナソニック(株) エコソリューションズ社 エナジーシステム事業 部 R&D センター 計測システム技術グループ グループマネージャー
櫻井 稔	アイコム（株）ソリューション事業部 参事
高木 光太郎	ソニー（株）システム技術研究所 通信研究部 統括部長
田中 茂	（一社）全国陸上無線協会 企画調査部 担当部長
高橋 修一	日本無線（株）通信機器事業部 企画推進部担当部長
望月 伸晃	日本電信電話（株）未来ねっと研究所 主任研究員
矢澤 重彦	富士通（株）ネットワークサービス事業本部 プロダクト開発統括部 エキスパート
安川 昌孝	古野電気（株）システム機器事業部 ITS ビジネスユニット 開発部 ITS 開発課 主任技師
渡川 洋人	（株）JVCケンウッド 無線システム事業統括部 システム技術営業 部 エンジニアリングスペシャリスト

情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会
小電力システム作業班 オブザーバ

氏名	現職
川嶋 高志	日本勤労者山岳連盟 事務局長
坂口 裕佳	神奈川県自然環境保全センター 自然保護公園部 野生生物課 ワイルドライフレンジャー（調査担当）
富山 章彦	（一社）大日本猟友会 共済部長
橋本 昌史	警察庁 情報通信局 通信施設課 課長補佐
山田 雄作	（株）野生動物保護管理事務所 研究員